

## 平成 25 年 決算審査特別委員会(民生分科会)

- 1 開催期日 平成 25 年 10 月 17 日(木) 午前 9 時 58 分から午後 3 時 42 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 鈴木委員長、板垣副委員長、田辺委員、武田委員、大迫委員、尾崎委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴議員 佐藤決算審査特別委員長、中野議員、永井議員、滝議員、藤田議員、木村議員
- 6 市側出席者 副市長 道塚 美彦

### 【企画財政部】

財政担当主査 奥山 俊明

### 【総務部】

税務課長 榎本 明嘉 収納管理担当主査 高橋 正弘  
納税担当主査 福田 誠 納税担当主査 林 正明

### 【市民環境部】

市民環境部長 塚崎 俊典 市民課長 秋葉 聡  
環境課長 谷口 定己 戸籍住民担当主査 永坂 隆之  
広聴・市民生活担当主査 梅木 忠 交通安全・公共交通担当主査 近藤 将雄  
国民年金担当主査 大原 秀紀 環境政策担当主査 阿部 泰洋  
環境保全担当主査 中田 貴文 衛生・霊園担当主査 柴 清文  
廃棄物計画担当主査 馬場 邦夫 廃棄物管理担当主査 宮澤 雅美  
廃棄物減量担当主査 花田 秀樹

### 【保健福祉部】

保健福祉部長 木下 信司 保健福祉部次長 徳村 政昭  
福祉課長 木下 隆司 高齢者支援課長 小林 雅人  
健康推進課長 及川 幸紀 国保医療課長 土山 律子

児童家庭課長	仲野 邦廣	子育て担当主幹	織田 波香
すみれ保育園長	加藤 真弓	すずらん保育園長	塚崎 智美
稲穂保育園長	大内 文子	福祉庶務担当主査	中谷 伸一
障がい福祉担当主査	奥山 衛	障がい相談担当主査	柄澤 尚江
生活保護担当主査	大坂 善章	高齢者福祉担当主査	川口 芳幸
高齢者相談担当主査	野切 径代	介護認定担当主査	佐々木和彦
介護給付担当主査	渡邊 篤広	介護保険料担当主査	佐々木正範
保健指導担当主査	影久 真美	国保給付担当主査	松下 慎司
特定健診担当主査	浜山かおり	国保賦課担当主査	佐藤 直人
医療給付担当主査	砂金 和英	後期高齢者医療担当主査	渡辺 広樹
保育担当主査	鈴木 靖彦	学童担当主査	高橋 陽子
次世代育成担当主査	富田 英禎	発達支援担当主査	濱田 真吾

【水道部】

水道部長	深尾 壯	下水道課長	登尾 義美
下水処理センター長	平川 一省	複合処理担当主査	横尾 昌幸
施設担当主査	柄澤 佳宏		

7 事務局

議会事務局次長	石丸 訓行	書記	木村洋一郎
書記	永澤るみ子		

8 傍聴者 2名

議事の経過

**鈴木委員長**

ただいまから決算審査特別委員会民生分科会を開会いたします。

本分科会の日程は、すでに各委員に配布のとおりであります。

各委員のご協力をいただき日程どおり審査を進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に質疑の回数についてであります。回数に制限はございませんが、一括して簡潔に質疑されますようお願いいたします。また答弁者におかれましても簡潔に答弁されますようお願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可したいと思います。

それでは、議案第 15 号平成 24 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。初めに一般会計の総務費のうち、総務管理費の出張所費、企画費のコミュニティ施設管理費、交通対策費、市民生活費のうち男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち市民協働推進事業、市民参加推進事業を除く市民生活費、エルフィンパーク運営費、広聴費、戸籍住民基本台帳費及び民生費のうち国民年金費の質疑を行います。事項別明細書の 86 ページから 89 ページの総務費のうち総務管理費の出張所費、102 ページから 109 ページの企画費のコミュニティ施設管理費、交通対策費、市民生活費のうち男女共同参画推進事業市民協働推進事業のうち、主要施策報告書 59 ページの市民協働推進事業、市民参加推進事業を除く市民生活費、エルフィンパーク運営費、広聴費、108 ページから 111 ページの戸籍住民基本台帳費 124 ページから 125 ページの民生費のうち国民年金費であります。質疑される方は、どの部分か、明確にしてから、質疑願います。

大迫委員

**大迫委員**

1 点だけお聞きいたします。105 ページの交通対策費の生活バス路線対策事業ですけども、24 年度の団地の巡回バスの乗客数はどうなっているのか教えてください。

**鈴木委員長**

近藤主査

**近藤交通安全・公共交通担当主査**

北広島団地路線の平成 24 年度の乗客数ですが、55 万 1 千人となっております。

**鈴木委員長**

大迫委員

**大迫委員**

これから、乗客数というのはどういうふうに推移すると考えているのか。減っていくと思っているのかどうか教えてください。

**鈴木委員長**

近藤主査

**近藤交通安全・公共交通担当主査**

乗客数につきましては、過去何年間かずと減っているということで、バス事業者から

は聞いております。今後ですけれども、やはり今、大変厳しい状況になっておりますので、このままいくと乗客数は減っていくのかなと思いますが、なんとか乗客数を維持または増やしていくようにこれからいろいろと知恵を出し合って検討していきたいと思っております。

**鈴木委員長**

大迫委員

**大迫委員**

人口減少に入っておりますので、減っていくだろうと予測はできるのですが、現在、この団地路線については 250 万円の補助をバス事業者に払っておりますけれども、今後この減少が続いていけば、250 万円じゃ足りないといわれる可能性があります。その辺、25 年度は 250 万円でいけたのか、また 26 年度は 250 万円でいけるのかとうのはどう考えていますか。

**鈴木委員長**

秋葉市民課長

**秋葉市民課長**

補助金 250 万円の件でございますが、平成 25 年度におきましては、補助申請をいただきまして、精査の結果、250 万円ということで補助をしております。また、今後につきましても、今のところ変更するような形はきいておりますが、当初のバス事業者のほうとの協議の中で、今後については紳士的に協議をしていくということになってございます。ただ、今のところ 25 年度の 250 万円、それから来年度に向けても 250 万円ということで維持していきたいと考えております。

**鈴木委員長**

武田委員

**武田委員**

3 項目についてお伺いをいたします。決算書 107 ページ、主要施策報告書 43 ページの街路灯整備支援事業についてお伺いをいたします。

主要施策報告書を確認しますと 24 年度より LED 街路灯の補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げて、設置補助件数は 773 件、事業の総額は 3463 万 1 千円であると報告をされておりますが、LED 街路灯だけの設置金額はいくらになっているのかをお伺いをいたします。また、市内には 5300 灯の街路灯が設置されていると認識をしておりますけれども、

25年度の主要施策の中間報告書を確認しますと、街路灯の設置費補助灯数は916灯であると報告をされております。また25年度は年度途中でありますけれども、現状までにLED街路灯を何灯設置されて、全体で何%になるのかをお伺いをいたします。つづきまして、決算書107ページ、主要施策報告書59ページの市民協働推進費の地域まちづくり推進事業について、お伺いをいたします。24年度よりまちづくり活動助成金交付事業と地域の住民とつくるまち推進事業の2つの事業を一本化して、事業を実施していますが、23年度と比較して、申請件数や申請内容からみてどのように事業の分析をされているのかをお伺いをいたします。3点目、最後ですけれども、決算書107ページ、主要施策報告書59ページの地域コミュニティ事業についてお伺いをいたします。地域コミュニティの自治会交付金についてお伺いをいたしますけれども、自治会交付金の交付団体数が149団体と施策報告書には説明をされております。前年度、23年度の資料を確認しますと、151団体、22年度の資料は153団体であり、年々、交付団体数が減少をしております。そこでお伺いをいたしますけれども、これは北広島市自治会等交付金交付要領の第2条で示されている、自治会や町内会の基本的世帯数である20世帯に満たない団体が不交付団体になったり、または自治会や町内会の合併などにより団体数が減少したためなのか。それとも、単純に報告書の記入の誤りなのか、この件についてお伺いをいたします。以上3点についてお伺いをいたします。

#### 鈴木委員長

梅木主査

#### 梅木広聴・市民生活担当主査

まず、1点目のLED街路灯の設置にかかる補助金でございますが、全体経費3463万1200円のうち、LEDの設置費につきましては、1677万9千円となっております。LED街路灯の灯数と設置率についてでありますけれども、8月末現在で、LED街路灯が1837灯となっております。設置率で申し上げますと全体の31%となっております。2点目の地域まちづくり推進事業についてでありますけれども、平成18年からこの事業が始まりまして、毎年、申請件数と助成額も減ってきている状況にあります。ですけれども、毎年、新たな事業の申請がございます。このようなことから、市としましても地域の皆さまが自主的に行うまちづくり事業に対しましては、今後も補助事業を継続していきたいと考えております。3点目の自治会交付金の対象自治会の数が毎年減少しているということで、その理由ですけれども、議員がおっしゃるとおり自治会の合併ですね、例えば東町内会の解散とか、白樺町のC2町内会、C5町内会が白樺1丁目のほうに合併になったとか、それから大曲南ヶ丘町内会と大曲本町自治会が合併をしたとか、それからその他、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、自治会交付金交付要領の第2条の20世帯に満たない町内会に該当しない自治会が2団体あります。そういったことで、毎年減ってきている状況でございます。

**鈴木委員長**

武田委員

**武田委員**

項目ごとに 1 点ずつ再質問をさせていただきます。まず、街路灯の整備支援事業についてですが、答弁内容から判断して、現実に 3500 灯ほど更新されていないのかなと思います。今後、一層の節電対策が必要であることから、より一層の補助制度の充実が必要であるものと考えます。今後、この事業の見直しについて、どのようにお考えになっているのかをお聞きします。つづきまして、まちづくり推進事業についてですが、このまちづくり推進事業は、上野市長のマニフェスト事業として、平成 18 年度より 1 地域 100 万円でスタートした事業で、当初は事業申請も多くプレゼンテーションを行って事業を決定するほど好評を得た事業でした。先ほど述べたように、年々、事業の申請件数が減少してきたことから 22 年度より 30 万円を減額して、1 地域 70 万円の予算として、さらに 24 年度、先ほどの 2 つの事業を 1 つの事業に統一して事業展開をしておりますけれども、事業の開始当初は 5 地区において競い合うように地域の特色をいかした事業が展開され、市長公約の目玉事業として好評を得た事業でしたが、年数の経過とともに事業展開が低調となっており、この内容については事業実績がさきほどいったように段々減っているということを示されていると思います。このことについて、私なりにいろいろ考えてみますと、やはり昨年度行った、事業を一本化して 3 分の 1 の自己負担を求めるようになったことなどが、やはり相当影響しているのではないだろうか。このように思います。市長公約だからこのままの状況でただ事業を展開するのではなく、思い切った大胆な発想も必要ではないかと考えます。これは 1 つの案として聞いていただきたいんですけども、各地域で連合町内会などが、自治会や町内会などを取りまとめて地域のコミュニティの促進のために実施している、地域の最大なるイベントである夏祭りに対して、補助額や活用内容などの条件整備は当然必要であると思いますけれども、祭りのために利用できるように補助内容を大胆に見直すことが考えられないのか。各地では寄附を募って祭りの予算を確保するのに奔走している状況であります。これから 11 月に入りますと 26 年度の予算編成作業が始まります。この決算委員会であれば予算についてしゃべられないのかなと思ひ、こういう質問をしたわけであり、これらの内容を含め、これは部長にお聞きしたいんですけども、地域まちづくり推進事業の見直しについて、どのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。それと最後の自治会の関係ですが、さきほどの基本的世帯数である 20 世帯に満たない自治会や町内会は現在、先ほど 2 団体という話でいっていましたが、あくまでも 20 世帯に満たなくて全体として、交付金も払っている団体は何団体あるのかをお伺いいたします。以上 3 点について再質問させていただきます。

**鈴木委員長**

梅木主査

**梅木広聴・市民生活担当主査**

LED化の今後の推進についてと、自治会で 20 世帯に満たない部分についてお答を申し上げます。今後のLED化の推進についてでありますけれども、昨年から補助率が2分の1から3分の2に引き上げを行いまして、さらに財源の少ない自治会に対しましては概算払いができるという方法にしましたので、この内容で引き続きLED化を推進していきたいと考えております。目標としまして、今年は33%程度のLED化率を目標にしております。平成26年度は50%、そして平成30年度に70%程度を目標として推進をしているところであります。20世帯に満たない自治会の数ですけれども、現在14団体ございます。そのほとんどが三島、仁別、島松等の昔からの農村部の町内会として、その当時の補助要綱によりまして町内会として認められた部分でございまして、現在も継続して町内会として補助金を交付しております。

**鈴木委員長**

塚崎市民環境部長

**塚崎市民環境部長**

地域まちづくり推進事業の見直しについてご質問がございましたのでお答させていただきます。この事業につきましては、議員からもお話しありましており市長公約が事業化され、その後事業内容の見直し等が行われる中で現在を迎えているという状況でございます。活用される件数が、年々少なくなっている状況がございますけれども、事業の目的である地域住民の自主的なまちづくり推進、それから地域の活性化に資するための事業としてこの事業が存在するわけございまして、その役割が本当になくなってきているかどうか、その辺について調査もしながら今後の検討を進めていきたいというふうに考えております。

**鈴木委員長**

武田委員

**武田委員**

再々質問ではなく、要望事項として聞いていただきたいのですが、地域まちづくり推進事業に対しての要望事項として聞いていただきたいと思っております。ものごとは前例踏襲が楽なことは確かだと思っております。私自身も職員時代を振り返ると、前例踏襲というのはなかなか楽な仕事のやり方だなと思ったことがございます。何事も今の時代が置かれて

いることを読み取りながら、大胆にやる、もしくは改革する。この辺は検討していただきたいと考えます。それと先ほどの町内会自治会の関係でございますけれども、今いった内容は本当に良くわかります。確かに要綱では 20 世帯ということで世帯数をうたっておりますけれども、やはり地域性、地域のつながり等々によって、20 世帯が 10 世帯になったり、10 世帯をきるようなところもあるかと思っておりますけれども、今後ますますそういうような地域が出てくるかもしれませんけれども、やはり地域にあった臨機応変な対応を今後ともお願いをしたいということを要望として述べまして質問を終わります。

**鈴木委員長**

田辺委員

**田辺委員**

何点が質問させていただきます。決算書の 104 ページになりますけれども、平和推進事業についてなんですけれども、今年も先日、平和記念事業ということでいろいろな事業がありましたけれども、エルフィンパークで行われている平和展ですけれども、このパネル展示の内容ですけれども、これは毎年変わっているのかどうか。いつも同じようなイメージが私の中にはあるのですけれども、この辺はどうなのかということ。それと今年の花ホールで行ったイベントもあまり人が入ってなくて、私は残念だなと思ったのですけれども、12 年度のイベントも事業評価の表をみますと参加者が目標値 400 人に対して、実績 70 人とどまっているのですけれども、こちらの原因はどのようなことと考えているのかお伺いいたします。それから、同じく 104 ページ、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業ですけれども、24 年度の推進会議が 0 回ということで、1 回開くことになっているものが開かれなかったのはどうしてなのかお伺いします。それから同じく 104 ページの防犯活動支援事業、ここに当たるのか、もしくはその前の犯罪のないほうに入るのかわからないですけれども、市の施設で防犯カメラの設置台数はここが把握している事業なのか、例えばメンテナンス費用ですとかを把握しているのでしたら教えてください。それから 108 ページの広聴活動費ですけれども、これは出前講座とか、市長の出前トークですとか、市政懇談会とかいろいろ市民の方の声を聞く機会だと思うのですけれども、私も以前からいろいろな所でいっているのですけれども、ここでなかなか若い世代ですとか、子どもたちの市政に対する関心を深めてもらう機会がなかなかないと思うのですけれども、こういったことで場所を設定していくといったことは考えられないのかお伺いします。

**鈴木委員長**

梅木主査

### 梅木広聴・市民生活担当主査

1 点目の平和推進事業についてでありますけれども、平和展の内容でございますけれども、パネルを毎年展示しているわけですが、その中身については 100 枚くらいパネルがありまして、同じものもありますけれども、変えているものもあります。それを 1、2 年周期で展示しているということになってございます。それから 2 点目の平和記念事業についてでありますけれども、議員がおっしゃったとおり参加人数が私たちの予想をはるかに下回る結果となってしまいました。それで平和事業につきましては、平和の灯を守る市民の会の皆さんと一緒に毎年ひとりでも多くの方に参加いただけるような事業ということで、いろいろ考え協議しながら決めているわけでございますけれども、平和に関連した事業ということで、人を呼ぶという部分では私どもも大変苦慮しているところでございます。それで今後も予算に限りはございますけれども、平和の灯を守る市民の会の皆さんと一緒に、ひとりでも多くの方に、また年代もできれば子どもから高齢者の方に参加いただけるようなそういった記念事業を考えてまいりたいというふうに考えております。4 番目の防犯活動支援事業のカメラの台数ですが、私どもで把握しておりますのは、エルフィンパークにカメラがございまして、あとは夢プラザ、総合体育館で公共施設としてはこの 3 カ所であります。それで維持管理等につきましては、それぞれの担当部署で行っているところでございます。それから 5 番目の広聴活動費についてですけれども、議員がおっしゃったように子どもも参加できるような事業ということで、これもこちらで勉強させていただきたいと考えております。

### 鈴木委員長

秋葉市民課長

### 秋葉市民課長

安全で安心なまちづくり条例にともなう推進会議の関係につきましては、平成 24 年度に 1 回の開催を予定しておりましたが、各地区の防犯団体等の活動によりまして、防犯件数等々が減少しておりました。それで、特に防犯の部分について会議を開くような形の中のいわゆる問題点がなかったことから会議を開かなかったということになっております。

### 鈴木委員長

田辺委員

### 田辺委員

平和推進事業ですけれども、市民の関心を呼ぶのはなかなか難しいというお話しでしたが、例えば、子どもたちが広島市の平和祈念式典に参加し、広島県と交流をしていますよね。そういう様子の写真を展示するとか、いつもみるのですけど、本当に寂しい限り

という状況だと思うんです。折りヅルも折って届けますということもやっていますけれども、それも小さい箱がひとつ置いてあるだけという感じで、スペース的にもあんなに広いスペースがあるにも関わらず、すごく貧相な感じがします。もう少し何か工夫を凝らして規模を大きくするというのを考えたほうがいいのではないかと思います。やはり平和都市宣言もしていますし、平和市長会議も入っているということでは、市としてもう少し力を入れてもいいのではないかと思います。おっしゃったように市民団体の平和の灯を守る市民の会と協働して事業を行っているというのですけれども、今までどのような団体との関わりをしているのかということと、あとは、やはりこの団体だけではなく、他の団体ですとか小中学生を始め、子どもたちにも呼びかけて、お金をかけないで規模を大きくするというのを考えたほうがいいのではないかと思います。それで今年の映画も一昨年の3.11の放射線の被害ということで、すごく今の時代にマッチしているなど、良いドキュメンタリーだったと思うのですけれども、花ホールの座席はすかすかで、すごくもったいないなという感じで、例えば学校をとおして子どもたちに呼びかけるということはもしかしたらしているのかもしれませんが、そういうような工夫とかもしたほうが良いのではないかと思います。それから犯罪のない安全で安心のほうの推進会議ですけれども、特に問題がなかったからということだったのですけれども、これはやはり毎年1度は会議をきちっと持つということで、この推進計画がありますよね。この進行管理というのをやるというふうに認識していたのですけれども、今後も特に問題がなければ開かないという方向でやっていくものなのかどうかお伺いします。それから、広聴活動費ですけれども、子どもの権利条例もできて、子どものまちづくりへの参加の機会をつくるということもこの条例の中にも盛り込まれていますので、市長と子どもたちが話しをする機会というのを積極的に設けるべきではないかと思うのですけれども、市政懇談会とかにいきましても、自治会のどちらかというとな配の男性の方ばかりというのが現状だと思いますので、将来のこのまちを担っていく子どもたちの意見を聞く。他の自治体では子ども議会とかいろんなことも行っているかと思いますが、そういう機会をぜひもつべきかと思いますが、見解をお伺いします。

#### 鈴木委員長

秋葉市民課長

#### 秋葉市民課長

まず、平和推進事業の関係でございますが、委員おっしゃるとおり昨年、今年とやっている内容については、来ていただいた市民の方々には大変好評をいただいております、毎回アンケートを取るのですが、やっていることは素晴らしい、ただ人が少なくて残念というようなアンケートを実際にいただいております。それで平和の灯を守る市民の会というのは、市制施行にともないまして行ったときに発生した団体で、市としては事務局とい

う立場でございます。平和の灯を守る市民の会の部分については会員の皆さまの会費によって実施されておりまして、予算的にも確かに少ない予算で毎年行っているわけですが、推進事業の事業内容をいろいろ苦慮しながら、集客数を増えるように考えてはいるんですが、ここ 2、3 年なかなか集客できていない。昨年についてはたまたま日程的に各夏祭り等々と重なってしまい、なかなか集客できなかったということで、今年は少し日程をずらした形で実施したのですが、集客があまりできなかったということでかなり反省しておりまして、集客のポスターですとか呼びかけですとか、それから今年については全町内自治会長あてに文書を出しまして、なおかつ整理券も何枚か入れてやってはみたんですが、なかなか秋晴れの良い天気ということもあったのかもしれませんが、集まっていたけなかったというのが実態でございます。今後につきましては、委員おっしゃるとおり子ども向けの事業も含めまして、十分検討して、少なくともホールが半分くらいは埋まるような 300 人、400 人集まるような事業を展開していきたいというふうに考えております。それと推進会議の関係ですが、先ほどいいましたように昨年度、年 1 回行うという予定でございましたが、昨年会議は開かれておりません。それで今年度につきましては、推進計画の見直しと、以前からお話ししていました暴力排除条例等々の関係も含めまして、検討したいということもありまして、推進会議を開催して、実施したいというふうに考えてございます。この推進会議も今後も少なくとも年 1 回、推進計画がどうなっているのかとかいう形の中で実施していきたいというふうに考えております。それから広聴関係の部分であります。確かに出前トークの部分で平成 24 年度には 69 回ございました。約 1685 名の方に参加していただいておりますが、おっしゃるとおり子ども向けの出前トークというのはございません。今後もそういう部分では、子ども向けのいわゆる出前講座、これは学校単位になるのか、例えば子ども会単位になるのかわかりませんが、今後子ども向けの出前トークのメニューを含めて検討してまいりたいと考えております。

#### 鈴木委員長

尾崎委員

#### 尾崎委員

1 点だけ、決算書 105 ページ、附属資料で 42 ページになります。犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業について伺いたいのですけれども、先だって市民大会が行われました。盛況でお疲れさまでした。それが終わりました、家に帰ってみると西地区の防犯協会があるのですけれども、そこから町内会長あてにということで、寄附金というのか賛助金というのか、その値上げの要請がありました。今まで 1 戸当たり 50 円お支払いしていたのですけれども、今度 30 円値上げしてほしいと、運営がままならない状況ということです。それで市長は市民大会での挨拶で、皆さまの活動のおかげで犯罪件数も減少傾向にありますというような挨拶をされていました。非常に公益性の高い団体ですので、もう少

し補助事業というものについて、増額を、ここでいいますと 59 万円くらいの補助金を市内全体で助成しているということですが、一度決算書を見たことがあるのですが、非常に寂しい内容のもので非常に苦しい運営をしているということで、今年度は 60 万円くらいの予算が計上されていますが、来年度の予算ということで倍額くらいの助成ということも検討されるべきではないかと。地域にとっては非常に頼りになる団体だと思うのでその辺の見解をお伺いいたします。

**鈴木委員長**

秋葉市民課長

**秋葉市民課長**

地域の防犯協会に対する補助金の関係でございますが、現況については 1 団体 2 万円ということで補助を行っている状況でございます。確かに、委員おっしゃるとおり防犯活動についても地域の皆さまの活動により、減少してきております。それと青色回転灯も含めまして、台数も増えてきている。青色回転灯につきましては 1 台あたり 5000 円を補助しているという現状でございます。確かに各地区に 2 万円という金額が今後いろいろな形で活動費として、適当がどうかも含めて、当然増額ということになればそれだけの財源を確保する形の中でやるべきということを考えておりますので、今後そういう部分では前向きに検討したいと思っております。

**鈴木委員長**

尾崎委員

**尾崎委員**

前向きに検討してくれるということで、次の 3 月の予算できちっと反映されると思っておりますので。終わります。

**鈴木委員長**

ほかにどなたかたいらっしゃいますか。いないようですので、以上で総務費のうち総務管理費の出張所費、企画費のコミュニティ施設管理費、交通対策費、市民生活費のうち男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち市民協働推進事業、市民参加推進事業を除く市民生活費、エルフィンパーク運営費、広聴費、戸籍住民基本台帳費及び民生費のうち国民年金費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩)

**鈴木委員長**

休憩を解き再開いたします。

次に国民年金費を除く民生費、教育費のうち教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業の質疑を行います。ページは 112 ページから 139 ページの国民年金費除く民生費、192 ページから 193 ページの教育費のうち教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業であります。

大迫委員

**大迫委員**

何点が質問させていただきます。127 ページの学童クラブ運営費ですけれども、学童クラブの現在の児童の入所者数と指導員数、非常勤と臨時職員をわけて教えてください。それと 115 ページの福祉灯油特別事業ですけれども、24 年度は約 1600 世帯が支給されましたけれども支給対象者で申請をしなかった世帯は何世帯あるのか。139 ページの生活保護費ですけれども、24 年度は世帯でいうと 427 世帯に支給をされていますけれども。この中で地域の方からおかしいのではないかというような通報があったのは何件あったのか。それと 117 ページの老人クラブ活動支援事業ですけれども、このクラブの入会者数は何人いるのか教えてください。131 ページ保育所運営経費ですけれども、入所できない待機児童はいたのかどうか教えてください。

**鈴木委員長**

高橋主査

**高橋学童担当主査**

学童クラブの現在の入所者数と職員数ですが、学童クラブの 10 月 1 日現在の入所者数は 434 人となっております。それから指導員数ですが、非常勤職員が 23 人、臨時職員が 27 人でございます。

**鈴木委員長**

木下福祉課長

**木下福祉課長**

福祉灯油の未申請の数の関係でございますが、該当世帯ということを厳密に申し上げるともう少しあるのかもしれませんが、臨時議会にかけました補正予算で想定しておりました世帯数は 2060 世帯ございました。それで申請があったのが 1690 でございますので、370 世帯ということになるかなと思います。

**鈴木委員長**

大坂主査

**大坂生活保護担当主査**

生活保護のおかしいのではないかと通報の件数についてですけれども、平成 24 年度についての正確な統計はとっておりませんが、例年数件の通報がございます。これは生活保護を受給されている方ですとか、生活保護を受給されていない方も生活保護を受給されているのではないかとということで勘違いされて通報される件もあるのですが、実際に生活保護を受けている方のそういう通報でございましたら、こちらのほうで担当のケースワーカーがそういう件について、事実の確認を行ったり、指導が必要であれば指導を行っているという状況でございますので、正確な通報が何件かは記録しておりません。

**鈴木委員長**

川口主査

**川口高齢者福祉担当主査**

老人クラブの入会者数についてお答えします。30 団体で 1228 名でございます。

**鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

**仲野児童家庭課長**

保育所の待機児童数でありますけれども、今年の 4 月 1 日現在につきましては、待機児童はございませんでした。10 月 1 日現在では、国の基準で 1 歳児が 5 名待機児童となっております。

**鈴木委員長**

大迫委員

**大迫委員**

まず学童クラブですけれども、防犯対策は現在どのようになっているのか教えてください。あと福祉灯油ですけれども、申請できなかった理由がわかれば教えてください。生活保護ですけれども、427 世帯に対して、現在ケースワーカーは何人に対応しているのか教えてください。老人クラブですけれども、30 団体 1228 人ですけれども、各地域に老人クラブは存在しておりますけれども、入会者の住所は各地域でまとまっているのではなくて、ばらばらなんですけれども、まとまらなくていいのかどうか教えてください。保育所ですけれども、年度途中に 1

歳児 5 名いますけども、途中で待機児童が発生した場合はどのような対応をしているのか教えてください。

**鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

**仲野児童家庭課長**

学童クラブの防犯対策についてお答え申し上げます。防犯対策については、児童センターと合同で、学童クラブの指導員が集まり、厚別警察署に指導員の方を派遣依頼しまして、防犯の研修会を行っております。それと各学童クラブには催涙スプレーを常備しております。それを不審者がきた場合、使うことになっております。それと今回、防犯の研修会の中でいろいろ話し合った結果、厚別警察署と打ち合わせをしまして、各 10 学童クラブに訪問いただいて、防犯についてどういった点を注意したらよいかを聞く機会をこれから設けるということになっております。あと各学童クラブについては、災害の避難訓練や防犯に対する避難訓練も実施しているところであります。

**鈴木委員長**

木下福祉課長

**木下福祉課長**

2 点目の福祉灯油を申請できなかった理由の関係ですが、福祉灯油の実績につきましては、委員からご質問いただきましたような数ですが、申請の率で申し上げますと 82.0%という結果に 24 年度はなっております。最近では平成 19 年度、20 年度と行っておりますが、19 年度でいいますとやはり 80%台の申請であったと。ただ、20 年度は 2 年連続ということもありまして、対象者数を把握する精度も上がっているわけですけども、結果としては 90%ぐらいの申請率になっているというデータになっております。したがって、私どもとしましては 8 割程度の申請があったということで、さらに高いほうがもちろんいいのですが、一応の 8 割は超えたなという感じで受け止めております。それで、対象者数の 2060 の関係でございますけども、例えばだれだれさんのうちが高齢者でしかも非課税だということを積み上げて 2060 という形で出るということにはならず、例えば市内の非課税世帯の割合ですとか、それからもちろん高齢者の世帯数、あるいは母子世帯になりますとひとり親家庭医療の助成の数ですとか子ども医療の助成の数、これを掛け合わせながら出しております。なかなかそういう意味では精度が高いかといわれますと課題もあるのかなというふうに考えているところでございまして、具体的な申請理由という意味では、民生常任委員会でも例えば大雪の影響があつてうまく申請につながらなかったんじゃないかというようなご意見もありましたけども、正確な部分ですべてを把握しているわけではあり

ません。

**鈴木委員長**

大坂主査

**大坂生活保護担当主査**

生活保護を担当するケースワーカーの数ですけれども、5 人に対応しております。この 5 人という数字は社会福祉法に定められている標準数と一致しております。

**鈴木委員長**

川口主査

**川口高齢者福祉担当主査**

老人クラブについてお答えいたします。

市内各地区に 30 団体という単位老人クラブがございます。その単位老人クラブとの連携を図り、円滑な事務事業を行っております老人クラブ連合会というものが存在しております。ここが 30 団体の取りまとめを行っているという状況であります。

**鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

**仲野児童家庭課長**

保育所の待機児童の対応についてでありますけれども、現在、私立保育園含めてクラス拡大ということでその都度お願いしているところでありますが、それでもなかなか各園の対応が難しく、今現在 5 名の待機児童が出ているところであります。

**鈴木委員長**

大迫委員

**大迫委員**

学童クラブですけれども、現在、非常勤職員と臨時職員あわせて 50 名で 434 人を、もし何かあった時に守りきれぬのかどうかについて、どのような見解を持っているのか教えてください。福祉灯油ですけれども、現在、油が高くなってきているという状況で今年は福祉灯油を行うのかどうか教えてください。生活保護ですけれども、ケースワーカー 5 人でいきますと 80 世帯ぐらいですけれども、これが適正だといっておりましたけれども、ケースワーカー 1 人で 80 人というのはかなり負担じゃないのか、大丈夫なのか見解を教えてください。老

人クラブですけども、連合会があってそこが取りまとめているということはいいんですけども、それぞれの地域の入会されているクラブの人たちが、ばらばらの住所からきている。それがいいのか、適正なのか教えてください。保育所ですけども、かなり苦慮されているところだと思います。現状でもかなり受け入れてもらっていると思いますけども、待機児童ないようになんとか、国のほうでも施策をうっていますので、それにあったように対策を取っていただきたいと思います。そして保育所の防犯対策というのは現状どうなっているのか教えてください。

**鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

**仲野児童家庭課長**

学童クラブの防犯の関係でございますけれども、現在、指導員ほとんど女性であります。それでまもりきれるかということですが、先ほどもお話ししたように各学童では防犯に対する訓練をしております。今回、警察署のほうから実際に現場を見ていただいて、どういう部分気をつけてどういう部分対応したらいいかということを指摘していただき、防犯について今後検討していきたいと考えております。

**鈴木委員長**

木下福祉課長

**木下福祉課長**

福祉灯油の今年度の見込みの関係でございますが、経済部で調査をしております 10 月 10 日現在の灯油価格は店頭で 94 円 60 銭というふうに確認してございます。それで、福祉灯油実施にあたりましては、価格そのものの水準がどうか、あるいは平常期と比べて高騰の状況がどうなのか、それから価格が上昇していく時期がどの時期なのか、あるいは今後の見通し、こういったことを総合的に検討して実施するかどうかということ考えていくべきものだと思っておりますけども、現在のところは今後の価格の推移を見ながらという段階でございます。それからケースワーカーの 80 世帯で負担ではないかという部分ですが、確かに受給世帯もいろいろございまして、例えば高齢者世帯でありますと、それほど世帯における課題が通常はあまり多くないわけであります。ところがその他世帯ですとか、あるいは母子世帯になりますと、就労の指導の関係が出てきたりといったように同じ 80 世帯を担当していても極端な話し、高齢者世帯ばかりの 80 世帯と課題が多い世帯ばかりの 80 世帯というのでは、もちろん違うかとは思いますが。主査のほうからもお答えしましたように標準数が 80 世帯ということでございまして、さらには同じ 80 世帯でも保護を開始してから間もない世帯は、やはり生活保護のルールがはっきりとわからなかったり、やはりい

ろいろ問い合わせ等も多かったりといったこともあると思いますが、今のところ、それほど極端に時間外だけが負担を図る割合ではないかもしれませんが、時間外も少し落ち着いたような状況で推移しておりますので、今後の世帯数の伸びを見ながら増員については考えていくということになるかと思えます。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長

**小林高齢者支援課長**

老人クラブへの加入につきましては、要件として概ね 60 歳以上の方が対象となっております。その関係で、どの地域に住まわれているということは問われていない状況です。それと地域の老人クラブにおきましては、それぞれの昔からの仲間ということで、地域を越えての加入をされているというのが実態であるかと思えますけれども、この部分につきましては、クラブにおまかせしているところであります。

**鈴木委員長**

加藤すみれ保育園長

**加藤すみれ保育園長**

保育園の防犯対策についてお答えします。

保育園では避難訓練の中で年に数回の防犯訓練を行っており、各保育室に防犯用の警護棒のようなものを配備しています。また、アルソックと機械警備契約を結ぶとともに、自動ドアも設置しており、どなたがいらっしゃるかインターフォンで確認をとった対策をとっています。

**鈴木委員長**

大迫委員

**大迫委員**

保育所の防犯対策ですが、警備会社との契約、電気錠がついたドアなど誰でも自由に入れることのないようにやっておりますけれども、現在の学童クラブについては、大曲の学童クラブは電気錠がついていますけど、そこ以外は防犯カメラもない、インターフォンもないところもある。あってもカメラがないですとか特別な防犯対策がないのです。あるとすればスプレーが常備されているのですけれども、先日、担当者の方と見に行った時にはスプレーがどこにあるのですかという、子どもが手に触れないようにしまいすぎて分からないという状況もありました。子どもの手に届かないようにするのは大事ですけれども、い

ざという時に使えないという状況もありますので、何かあった時に通報するですとか、そういうことが考えられないのかどうか教えてください。生活保護ですけれども、保護者の若い世帯については就職支援の活動もしていますけれども、就職支援の活動というのはどのような項目があるのか、また、それのおかげでどれだけの方が生活保護を受けなくなったのか、就職できたのか教えてください。老人クラブですけれども、クラブへの支援金というのは、出ていますけれどもこのクラブへの支援金は、人数かけるいくらなのかどうか教えてください。

**鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

**仲野児童家庭課長**

学童クラブの防犯対策についてでありますけれども、この間一緒に回っていただきまして、私どもも改めて防犯対策をどのように取り組んでいったら良いのかということを考えております。それを今検討している段階でありまして、今後実際に行っていきたいと考えております。

**鈴木委員長**

大坂主査

**大坂生活保護担当主査**

生活保護の就職活動支援の制度ですけれども、まずひとつはハローワークのほうに生活保護受給者に対し、就労支援を行う担当者がおりまして、そのハローワークとの連携の支援ともうひとつは非常勤職員として、本市に就労支援相談員がおりまして、相談員による支援を行っております。平成 24 年度につきましては、ハローワークとの連携による就労支援で 5 人の方の支援を行いまして、1 名の方は就職が決まって、生活保護から自立いたしました。残り 1 名の方は就職が決まって、3 人の方が結果的にまだ未就労という状況です。また、もうひとつの就労支援相談員による支援ですけれども、10 名の方を支援いたしまして、就職に結びついた方は 8 名になります。そのうち生活保護から自立した方は 1 名という状況です。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長

**小林高齢者支援課長**

老人クラブへの支援ですけれども、老人クラブ連合会に補助金として出しておりますが、

老人クラブ連合会から単位老人クラブに支援する部分を市が補助しております。基準額としては、定額と単位老人クラブ会員数に対する助成ということで、人数に応じた補助となっております。

**鈴木委員長**

大迫委員

**大迫委員**

学童クラブについて、検討しているということですが、これについては以前の一般質問でも木村議員のほうからもいろいろと質問があり、防犯対策ということをしていましたけども、その時からあまり進んでいないという状況、まあ、予算がつかないということもあるのでしょうか、進んでいないという状況があります。今現在は何かやらかそうという人が入ってきた場合には何もふせぐ手立てがない状況です。ですので、もし何かあったら責任を問われるのは多分市だと思いますけれども、そのあたりの見解は。それと老人クラブですけども、いろいろな地区でだぶって入会している方というのはいないのかなどなのか。チェックされているのか教えてください。

**鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

**仲野児童家庭課長**

学童クラブの防犯対策についてでありますけれども、委員おっしゃられたとおり、何かあれば市の責任を問われるということになると思います。先ほどもお話し申し上げたとおり、今、警察のほうで点検をしていただくことと合わせて、指導員がどういう行動をとればよいのか、普段の訓練の中でより具体的に警察のほうから指導を受けて、マニュアルを作っていきたいと考えております。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長

**小林高齢者支援課長**

例年、老人クラブ連合会から単位老人クラブの総会資料をいただいて、そちらのほうに名簿がついておりますが、市として会員の重複についてのチェック等は行っておりません。

**鈴木委員長**

大迫委員

### 大迫委員

学童クラブですけれども、マニュアルを作るのは大事ですけれども、やはり何か起こってからでは遅いので、来年度予算というとまだまだこれからなのではないでしょうか、来年度予算に防犯対策の費用を盛り込む決意があるのか教えてください。やはり子どもを守らなければならないので、その辺はどうなのか教えてください。

### 鈴木委員長

木下保健福祉部長

### 木下保健福祉部長

ぜひ来年度予算の中で盛り込めるように、今からいろいろと考えていきたいと思っています。

### 鈴木委員長

武田委員

### 武田委員

まず、今大迫委員もおっしゃられていた生活保護費の支給事業について 1 点お聞きします。報告書の中で、先ほどいったような世帯数が書いてありますが、この場で聞くのがいいのかかわからないですが、生活保護費の事業財源内訳書の中に生活保護費返還金 24 年度分 1180 万円が調定されております。23 年度におきましても 982 万 2000 円が調定されております。ここでお聞きしたいのは、1000 万円以上の返還金の内容についてお伺いをしたいと思います。それと浮浪者及び旅行困窮者の一時扶助についてお伺いをいたします。決算書の中をすみずみ確認したのですけれども、これに該当するような部分が見つからなかったものですからここでお聞きをしたいと思うのですけれども。法的援護の措置として、浮浪者、旅行困窮者に一時扶助についての措置ですけれども、24 年度にこの措置に該当したケースはあったのか。あったのであればどのような予算費目から支出をされたのかお伺いをいたします。次に決算書 117 ページ、主要施策報告書 18 ページの高齢者支援サービス事業についてお伺いをいたします。この事業は、高齢者が在宅で安心して日常生活を送ることを支援する事業です。22 年度の主要施策報告書を確認した後、23 年、24 年とすべてを確認したわけでございますけれども、配食サービス利用事業が 22 年度は 317 人、23 年度は 313 人、24 年度は 286 人と年々、減少しております。そこでお聞きをいたしますけれども、利用者が減少していることについて、どのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。それと、平成 22 年度の資料を見ますと 1 食当たり 400 円となっておりますが、現在は 1 食当たりいくらなのか。献立の種類はどのようになっているのかお伺いします。続いて決算書 129 ページ、主要施策報告書 12 ページの児童扶養手当支給事業について、主要施

策報告書で確認しますと受給者が 576 人、事業費は 2 億 6609 万 4000 円となっております。まあ、財源内訳欄を確認しますと児童扶養手当返還金として、これも先ほど述べたように、実際、歳入の部分ですのでこの場で聞くのがいいのかわからないですが、関連があるのでお聞きしたいと思います。児童扶養手当返還金として、金額は小さいですけれども、11 万 4000 円が調定をされております。この児童扶養手当返還金はどのような内容による返還内容なのかご説明をいただきたい。また、児童扶養手当支給者 576 人の保護者別に人数をお伺いいたします。続きまして、決算書 129 ページ、主要施策報告書 13 ページ、家庭児童相談室運営事業について、お伺いをいたします。昨年の決算委員会でもお聞きをいたしましたけれども、主要施策報告書で確認しますと児童虐待、養育問題など家庭だけでは解決できない問題について、家庭児童相談員が相談支援や指導などを行う事業で、事業実績として、延べ相談件数が 1594 名であると説明があります。この 1594 名の案件について、相談員は何人に対応しているのかお聞きをいたします。また、深刻な事案の相談があった場合には、相談員だけの対応では対応しきれないと考えますが、そのような事案が発生した場合にはどのように対応しているのか。この辺も合わせてお伺いいたします。次に決算書 133 ページ、主要施策報告書 14 ページの広域入所児童委託事業についてお伺いいたします。主要施策報告書によりますと、保護者の勤務地などの都合により市内児童の保育を他市町村の保育園に委託する事業内容で、24 年度の委託先として、札幌市が 3 名、長沼町が 2 名となっております。逆に北広島市で保育している他市町村の児童はいるのかお伺いいたします。最後に決算書 193 ページ、主要施策報告書 22 ページの幼稚園就園奨励費事業についてお伺いをいたします。主要施策報告書を確認しますと、私立幼稚園に通園する保護者に入園料、保育料などの減免申請を行う幼稚園に対して、減額分を支援する事業となっております。この減免される入園料、保育料はどのような減免基準で、園児ひとり当たり、減免金額はいくらぐらいになっているのかをお伺いします。

#### **鈴木委員長**

大坂主査

#### **大坂生活保護担当主査**

生活保護費の返還金の主な内容についてですけれども、年金を遡及して受領したものや生命保険の解約返戻金を受領したもの、生命保険の保険金を受領したもの、収入の無申告が判明し返還を求めているというようなものがございます。平成 24 年度の内容としましては、年金を遡及して受領したことによって、遡及された期間の保護費の返還を求めたものが 13 件で 1020 万 5698 円となり、これがほとんどでございます。その他、生命保険金を受領したものが 1 件で 34 万 8497 円、保険の解約返戻金を受領したものが 3 件で 4 万 1948 円、収入の無申告が判明し返還を求めたものが 4 件で 246 万 8407 円などとなっております。それから浮浪者及び旅行困窮者への一時扶助でございますけれども、こちらは取り扱いの規

定として行旅人に対する救護費用の貸付事務取扱要領を市独自で規定しております。対象となる方は、所持金がなくて一時的に緊急の援護を必要とする移動中の方で、扶養義務者からの交通費等の援助をすばやく受けることができないというような人に対して、人道的な見地から交通費代、食事代として 1000 円の貸付を行っております。平成 24 年度の実績といたしましては、7 人に対して合計 7000 円の貸付を行っているところであります。支出科目については、決算書の民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の扶助費が該当となる内容となっております。

#### **鈴木委員長**

川口主査

#### **川口高齢者福祉担当主査**

高齢者支援サービス事業の配食サービスについてお答えします。利用者が年々減少していることの要因ですが、考えられることは民間の配食業者の増加等により選択肢が増えたこと、また、ご家族の方の支援により利用者が減少したものと推測しております。ただ、この制度を知らないなどで、配食サービスを受けることができる状況でありながら受けていない方もいらっしゃることも考えられることから、日ごろの相談の中においても該当すると思われる方については、配食サービスについて説明を行っていきたいと思っております。現在の 1 食当たりの金額でございますが、普通食 630 円、治療食 680 円、配送料が 100 円でございますが、利用者の負担額につきましては、平成 22 年度と変わらず 400 円でございます。献立の種類でございますが、一般職と治療食の 2 種類でございます。治療食につきましては、さらに 18 種類に細分化されております。

#### **鈴木委員長**

富田主査

#### **富田次世代育成担当主査**

児童扶養手当と家庭児童相談室についてお答えします。児童扶養手当の返還金の主な発生理由としては、資格喪失届の提出が遅れた場合や喪失理由となる障害年金、遺族年金等の受給権が遡って発生した場合、手当の受給額を決める基礎になります所得が遡って更正されたことに伴いまして、支給停止ですとか支給額が変更となったという場合がございます。また、受給者の内訳でございますけれども、12 月時点で 576 人でございますが、母親が 536 人、父親が 38 人、その他祖父母など父親でも母親でもない方が扶養している場合が 2 名となっております。次に家庭児童相談員につきましては、現在的人数としましては、母子自立支援員と兼任としておりますが、3 名おります。深刻な事案の場合ですけれども、北海道中央児童相談所と連携を図りながら、課内で検討を行っております、要保護児童

等に該当すると判断された場合には、関係機関等で構成する市の要保護児童対策地域協議会というのをごさいますて、そちらのほうで適切な保護、支援の方法を決定して、必要な措置を行っていくということになります。

#### 鈴木委員長

鈴木主査

#### 鈴木保育担当主査

保育園の広域入所についてですが、平成 24 年度に北広島市で保育した他市町村の児童は恵庭市から 1 名、千葉県から 1 名であります。つぎに幼稚園就園奨励費補助の基準及び減免金額について説明いたします。国の示す基準に準じまして、市民税の所得割額だとか、入所する児童に兄弟がいるかどうかなどの基準を元に減免額を決定しております。基準額は 1 番下の金額で 49800 円、上限が 30 万 5000 円までございます。平成 24 年度の児童 1 人当たりの平均減免金額は 10 万 3749 円となっております。

#### 鈴木委員長

武田委員

#### 武田委員

生活保護費の支給関係でございますけれども、今の内容を聞きますと年金だとか保険が入った場合に返還ということですが、これはあくまでも自動的に担当者がわかるのか、それとも誰かがたれこみをして、たれこみがわかった段階で返還請求になるのか。結局、個人差があれば不公平感があるのかなと。その辺についての現実をお伺いしたいと思います。続きまして、高齢者支援サービスの配食の関係ですけれども、当然これは委託業務で対応していると思っておりますけれども、献立の食味だとかについてはどのように市としてチェックをしているのか。やはり、例えば物事は目でみて、そして口に入れてみてこれならというような形の枠の中で対応しているのかなという気はしておりますが、当然、食べ物である以上、口に入れてみて、これであれば自信を持って推薦できるとかというような形になっているのか、その辺の対応についてお伺いをいたします。それと児童扶養手当の関係ですけれども、例えば先ほどの児童扶養手当返還金という中での返還行為ですけれども、これも生保と同じように、例えば内容が分かるとか、誰かからいわれるとかという形で返還が生じるのか。それともう一点、聞きづらい内容ですが、例えば、対象の扶養児童がお亡くなりになったという場合がもし不幸にしてあった場合、これらの期間的なものがあつたりするのかなという気がしてはいるのですが、返還は生じるのかどうか。これについてお伺いをしたいと思います。それと広域入所児童委託事業について、3 点ほどお聞きをしたいんですが、1 点目として、この業務委託については、保育行政上の取り扱いとし

て何か市町村間でのやり取りというのがあるのかどうかお伺いをいたします。2 点目として、保護者の産休明けの関係から早急に広域保育を対応してもらえないかという場合の状態に合わせる形での保育所の空きなどは常時、設定されているのかどうか。例えば、どこかからかそのような内容はきた場合に即座の対応ができるような枠は設定されているのかについてお聞きをいたします。3 点目としてですけれども、保護者が共働きでそれぞれ別の市町村に勤務していた場合、どちらの勤務地の保育所で良いのかをお聞きいたします。

もう 1 点、就園奨励費の事業について、23 年度の対象幼稚園数は 21 園ということで、事業説明書に書いておりますけれども、24 年度の該当保育園数、これは市町村別に分かれればお聞きをしたいと思います。

#### **鈴木委員長**

大坂主査

#### **大坂生活保護担当主査**

生活保護費の返還金について、自動的に分かるのかということですが、年金については、例えば障がい年金ですと、障がいとなった時から年金を受けるようになるまで状態が悪化した時ですとか、そういうようなことがありますので、ケースワーカーが家庭訪問している際に状況を確認して、もし年金が受給できるようになったら、請求しなければなりませんよという指導を行っています。また、老齢年金につきましても、60 歳から厚生年金が対象になる方がいらっしゃるの、そういう方については年金の加入状況を調べさせていただいたり、ご本人に請求すれば年金が受給できる場合は、請求していただかなければなりませんという指導を行ったりしておりますので、年金ですとか生命保険とかに関しては、どこからかの情報で返還金を把握して請求するというようなことはありません。たいがい受給者の方の家庭訪問の中で、加入の状況ですとかを把握して、請求していただいているという状況でございます。

#### **鈴木委員長**

川口主査

#### **川口高齢者福祉担当主査**

配食サービスにつきましては、2 者に委託をして実施しております。献立内容ですとか、食味のチェックでございますけれども、献立表をあらかじめ提出していただきまして、高齢者支援課に配置している管理栄養士が、献立内容に偏りがいないとか栄養基準に合致しているかなどの確認を行っております。また 1 日の主菜、副菜などは 5 品で、業者によって内容は異なっておりますけれども、一配食業者におきましては、すべて同じ献立になっております。なお、主食のご飯につきましては、普通とやわらかめとおかゆという 3 種類

を選択することが可能です。食味につきましてですけれども、献立を確認しながら、実費にて年に数回、試食を実施しており、おいしいと感じております。また、試食に合わせて配食容器の洗浄状態などの確認も行っている状況でございます。

**鈴木委員長**

富田主査

**富田次世代育成担当主査**

児童扶養手当について、支給要件に該当しなくなった時には喪失届を提出していただくこととなります。対象の児童が亡くなられた場合には、市内に住民票のある方であれば、こちらでも確認する権限がございますので、その場合に連絡をとらせていただいて資格喪失届を提出いただくということで過払いを防止することができます。ただ、高校の寮に入っている等で児童を別居看護している場合ですと市内に住民票を置いていないということもありますので、確認がなかなか難しいというところもありまして、届け出が遅れる場合もままございますので、こういう場合には返還金が生じる可能性もございます。

**鈴木委員長**

鈴木主査

**鈴木保育担当主査**

広域入所の関係について、まず市町村間の処理ですが、市町村間で広域入所に関する協定書を結んだ上で保育単価等のお金の関係については覚書という形で締結いたしまして、児童を受け入れております。あと産休明けを想定して空きを設定しているのかという点ですが、特に産休明けのための空きというのは設定しておりません。通常保育においてもいわゆる予約という形は一切行っておりません。共稼ぎの場合に父、母どちらの勤務先かという点については、どちらでも利用者の利便性の高い保育所を選択可能です。それと 24 年度の就園奨励費に関わる対象児童数でございますが、対象となった幼稚園の数は市内の 8 園含めて 19 園、対象児童数 771 名、そのうち札幌市の幼稚園にいらっしゃる方が 127 名、恵庭市にいらっしゃる方が 1 名となっております。

**鈴木委員長**

武田委員

**武田委員**

広域入所の児童委託業務の関係ですけれども、保護者の産休明けに対する保育所入所について、今の説明でいくと当然のことかなと考えますけれども、急に気付かないで産休明

けになるような状態の場合、例えば空きがない、このような場合の市の対応、手続きというのはどのような手順で空きを待つのかお伺いをしたい。

**鈴木委員長**

鈴木主査

**鈴木保育担当主査**

産休明けの如何に関わらず、保育所の入所に当たりましては、まず市民の方が最優先という原則があります。広域入所に関しましては、一定の余裕がある場合のみに限定されるという形になりますので、希望の時期に入所できるとは限りません。空きがない場合等につきましては、認可外保育園を紹介するとか、そういう形で対応しております。ですので、そういうことのないように早めにご相談いただけたらと考えております。

**鈴木委員長**

武田委員

**武田委員**

高齢者支援事業の配食の関係ですけれども、要望としてお聞きを願いたいと思うのですが、高齢になってきますと、食べるということが非常に生きがいということになります。献立が選択できるようなメニュー方式等々の検討など、まあいろいろと考えていると思いますけれども、今後この配食サービスに対するいろいろな措置を考えていただければと考えております。

**鈴木委員長**

田辺委員

**田辺委員**

今、武田委員も仰っていましたが高齢者支援サービス事業ですけれども、配食ですよ。全体の食数も 2010 年度から見ますと 3000 食あまり減っているということで、お答えで民間の事業者で選択肢が増えたということですが、確かに市民生協が配食サービスに参入して、ここは市と安否確認などの協定も結んでいるかと思うのですが、こちらのほうの、協定を結んでいるということで数を把握しているのかどうかお伺いします。民間との役割分担というか、こういうことを将来的に考えていこうと思っているのかお伺いします。それから 118 ページの地域支え合い体制づくり事業ですけれども、白樺町にある支え合いセンターについてなんですけれども、これは認知症の方が増えているわけですから必要とされている施設というか制度というか、せっかくできた施設なので良くなってほ

しいという思いで質問いたしますが、以前から何度かお話ししていますように、あまり人の気配があまり感じられなくて、場所的にも少し奥まっているというリスクも背負っているので、なかなか人が入りづらい雰囲気、いったいここは使われているのかなというふうにもいつも見て通るのですけれども、この実際の、職員の方が交代で奥のほうの間にいるのはわかるのですが、前のほうのガラス張りのところの稼働率というのはどうなのか。どのくらい使われているのか、まあ、相談に来るところではないというふうに前にお話しがありましたけれども、実際にあそこに訪ねてきていらっしゃる方が 24 年度どのくらいいたのかお伺いします。続いて決算書 128 ページ、ひとり親家庭支援事業ですけれども、いろいろな事業がある中のひとつに日常生活支援事業というのがありますけれども、これは相変わらず利用が少なく、23、24 年度とも 0 件ということなのですから、ひとり親になったばかりの時の本当に困っている時期に支援をする制度だと思えるのですけれども、なかなか本当に困っている時というのは助けを求めづらいのではないかと、こちらから手を差し伸べないとなかなか難しいのではないかと、このニーズの掘り起こしですとか、きめ細やかな情報の提供については、今現在どういうふうになっているのかをお伺いします。それから、武田委員も質問していた母子自立支援相談事業ですけれども、これも本当に 5 年ぐらい前から、2008 年 808 件だったものが、2012 年には相談件数 2075 件と年々すごい割合で増えていますし、ひとり親世帯もこれと連動してすごく増加しているのではないかと思います。相談の内容も家庭内の争いから児童の養育、就労資金の貸付、児童虐待など多岐にわたっているのですけれども、現在、3 名の母子自立支援員と家庭児童相談員の方が多分、非常勤の方だと思うのですけれども、時間帯の縛りとかもあると思うのですけれども、以前、携帯を持って対応しているということも伺っていたのですが、本当に現在の体制でこれらの複雑な相談をこなしていけているのかどうかその辺を再度お伺いいたします。それから 130 ページの子どもの権利啓発事業ですけれども、これは 24 年度、小中学生向けのパンフレットを作成して渡しているということですが、実際にこれを子どもたちにこの内容を、まあ大人たちも含めてなんですけれども、子どもたちに内容を理解してもらうための手立てをしているのかどうかお伺いいたします。それから、児童家庭課、この子育て全般にわたってなんですけれども、子育て情報の提供についてお伺いしたいのですけれども、北広島市の出生数が 2007 年には 420 人であったのに対して、2012 年度 309 人と 5 年間で 100 人以上も減少しているわけですね。これから人口減少社会に入りますので、どこの自治体でもこれは避けて通れないものだと思うのですけれども、やっぱり対策を考えていかないと減る一方で、特に子育て世代に住んでもらうためには、魅力のある子育て施策をアピールするということがとても大事だと思うのですけれども、この辺についてはお母さんたちに対する情報提供については、どのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長

**小林高齢者支援課長**

配食サービスが年間 3000 件ほど減っているということで、市民生協などの民間業者が参入していることが減少している原因ではないかと先ほどお答えしておりますが、この民間等の配食の件数につきましては、市としては把握しておりません。民間企業が将来的にどう考えているかということですが、配食サービスにつきましては、平成 24 年度は、住んでいる地域によりまして業者を決定しておりましたが、平成 25 年度より、利用者が献立表などを参考に業者を選ぶことができるように業者の選択制を実施しているところであります。また、配食業者の変更につきましても月単位でできることとしております。また、既存の一般食を利用されている方につきましても、栄養士のアセスメントを行いながら、その中で配食業者の選択制について説明しているところであります。また、利用のアンケートによりましても、おおよそ 8 割の方が概ね配食サービスに満足されているという結果も出てございます。今後につきましては、利用者に安心していただけるように工夫改善などをしていきたいと考えてございますけれども、民間業者の導入などにつきましても、その中で検討していきたいと考えております。

**鈴木委員長**

野切主査

**野切高齢者相談主査**

地域支え合いセンターの会議室の稼働率ですが、正確な稼働率まではおさえておりませんが、現在、手前の部屋は会議室として利用しておりまして、主に支え合いセンターが担っております認知症の方の見守りや話し相手で養成されておりますボランティアの会議という形で使用しております。支え合いセンターのボランティアが数名、一家庭に出向くときに、その家庭の状況などを情報交換する会議を開いておりまして、週に 1 回程度、会議室で話しあっているという状況です。

**鈴木委員長**

富田主査

**富田次世代育成担当主査**

ひとり親家庭支援事業と母子自立支援相談の件につきまして、ご答弁いたします。ひとり親家庭支援事業については、いくつかメニューがありますが、その中で日常生活の支援、ヘルパーの派遣になりますが、こちらについては過去 2 年実績がないということで承知し

ております。22 年度につきましては、父子家庭に対して 5 回ほど派遣したという実績がございます。なかなか食事、住宅の清掃等の日常生活の支援ということになりますと母子の方であればある程度そういうことができる方もいらっしゃるというのもあるのですけれども、父子の方で突然、出張が入ったですとか、そういうような場合にこちらの制度を利用なさる方というのがメインになっているところです。なお、他の制度の活用等もございまして、例えばショートステイですとか、あるいはファミリーサポートセンターを利用される方も結構いらっしゃるものですから、こちらについてはそういうような利用がメインとなっていて現在利用数としてはあまり多くないというのが実情となっております。周知の体制でございますけれども、離婚なされた時ですとか児童扶養手当等に申請にいらっしゃる場合、結構ありますけれども、そういう時にある程度のご説明を差し上げるほか、児童扶養手当の方であれば年に 1 回現況届の提出がございますので、窓口に行きつた際に状況を私どもの母子自立支援員で確認いたしまして、生活状況に応じてご提案をさせていただくというような形で対応しております。母子自立支援相談の時間帯と相談体制の関係でございますが、現在 3 名がシフトで勤務してございます。相談の申し込み等を電話で受けることがございますので、そういう場合には勤務時間を変更していく中で、例えば時間外の対応ですとかを行っているというのが現状でございます。

#### **鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

#### **仲野児童家庭課長**

子どもの権利擁護事業ということで、実際に子どもたちに内容が伝えられているのか、理解されているのかという件ですが、現在、教育委員会と打ち合わせをしております、教育委員会のほうで作成する副読本の中に、子どもの権利について掲載をしていただけるようお願いをしているところであります。それと 11 月が子どもの権利月間ということになりますので、それを目指して何か子どもたちに対しての事業ができないかというところを検討しているところであります。もうひとつ子育て情報の提供についてですが、現在、子ども子育てガイドブックということで、他市のガイドブックを参考に現在、作成しているところであります。

#### **鈴木委員長**

田辺委員

#### **田辺委員**

最初に配食のことですけれども、民間とも協力ということで、安否確認の協定を結んでいるのですけれども対象者数は把握していないということで、これはやはり数くらいは把

握されたほうがいいのではないのかなと思うのですけれども、確かに市民生協でチラシなんか見ますと彩りもきれいな見た目がとてもおいしそうにみえるのですけれども、おかずだけで約 500 円ですよ。白米も入るとさらに高くなるということで、市の 400 円で食事がくると比べると、利用者にとっては回数が重なると負担が大きくなるのかなと思うのですけれども、内容について大変おいしいという利用者からのアンケートをいただいているということですので、なかなか高齢者はアンケートにはおいしくないとは書けないのですよね。私も鈴木委員長も介護の仕事に関わっていますと私たちには本音が出るのですよね。本音が出るとやはりおいしくないという声も多く聞くものですから、これは栄養士の方も含めて内容について十分配慮していただきたいと思います。この配食サービスですけれども、今の状況ですけれども、介護保険のサービスで要支援の方が外れるというような動きになってきているのですけれども、この中で予防の方たちが多く使っているのが調理の業務、ご飯を作っていただくというのがすごく多いのですけれども、有識者の方たちというか、この制度をいろいろ考えている人たちは配食サービスは 1 回に 680 円、配送含めて 780 円ということですので、ヘルパーが 1 時間調理に入ると 2000 円くらいの経費がかかるということで、配食サービスのほうが負担が少なくなって、これを買ったほうが介護保険の財源の保証になるということがいわれていますけど、という動きになってきますと、ますますこれから配食サービスの、まあ、私はこうなってほしいと思っていないのですけれども、この需要が増えてくるということも考えられると思うのですけれども、このように配食の需要が増えてきた場合、今の体制で対応できるのかどうかということと、それから配食はボランティアが車で配達をしてくれていますけれども、ひとつの業者はそうですけれども、この配食ボランティアの確保というのは十分にできているのか、合わせて同じ高齢者支援サービスの中で除雪サービスというのがありますが、こちらのほうも何度か聞いていますけれどもなかなかボランティアが少なくなってきているということですので、こういうサービス事業に関わってくださるボランティアの確保を今後どういうふうに考えていくのかということをお伺いします。それから、地域支え合いセンターについてなんですけれども週に 1 度くらいは利用されているということでしたけれども、この場所でなければならないという、その辺の必要性というのをどういうふうに考えているのか。市民の方の訪問数はあの場所にどのくらいの方がいらっしゃるのか教えてください。それとここで働いている非常勤の職員の方ですけれども、先日もみたら募集をされていましたが、すごく職員の方の入れ替わりが激しいように感じるのですけれども、この辺の原因はどのようなのでしょうか。やはり、あまり短いスパンで職員が変わるというのは利用する方にとっても支障をきたすのではないかなと思うのですけれどもその辺についてお伺いします。それからひとり親家庭の支援事業ですけれども、PRはしているということですので、しているにも関わらず、予算も組んでいるにも関わらず、利用がないというのは、やはりこれが使いづらい制度ではないかなと思うのですけれども、この辺について内容の改善も含めて見直していく考えはないのかお伺いします。続いて母子自立支援相談事

業ですけれども、電話での対応で時間外も対応しているということですが、特に母子世帯はいろんなところでいわれていますけれども、収入もなかなか得ることができなくて生活の困窮なんかもすごく多いと聞いていますけれども、少しでも良い条件で就労ができるように、就労状況の支援というのは現状どうなっているのか。また、これは世間一般にいられていますけれども子どもたちの学習支援ということも必要性がいられていますけれども、この辺の相談状況についてはどのようになっているのかということと、それから毎回何回もいつしつこいのですけれども、市役所にある相談室の状況というのは変わっているのかどうかお伺いします。それから子育て情報で、課長からガイドを作っているということをお伺いしましたけれども、やはり今の若いお母さんたちは、みんなスマートフォンを持ってインターネットでの情報を取ることが主流になってきていると思うのですが、情報誌も確かに必要だと思いますけれども、これと並行してネットによる発信をしていくべきだと思います。これは行政だけではなくて、いろいろお母さんたちとか民間のいろんな業者とかNPOなどと協働してネットでの配信を作っていくべきだと思います。今、市のホームページを見まして、子育てのところを開いてもただ項目が並んでいるだけで色味もないですね。例えば予防接種がどこであるのかというのが、例えばカレンダー方式になって出ていと分かりますよね。あと子育てイベントがどこであるのかとかそういうのが、ぱっと見て分かるようなそういう情報が必要だと思います。あいつのところを開くと確かにカレンダーはあるのですけれども、それはあくまでもあいつの予定表であって、そして詳しくは広報をみてくださいというふうになっているんですね。確かに子どもの数はうちのまちは少ないですけれども、近隣では千歳でも「ちとせっこ」という子育てのページを持っていますし、お母さんたちに情報発信して、うちのまちはいろんなことをやっているよというのを知られるためには、ぜひホームページ上での情報発信というのを考えていただきたいと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。それから障がい者の相談のほうですけれども、こちら母子の相談と同じようにすごく相談件数が件数自体の動きというよりも中身がすごく複雑になってきているということを知ったのですけれども、みらいのほうで 5935 件、めーでるで 3243 件ということですが、相談の内容がすごく多様化、複雑化してきて、相談者だけではなくて家族全体の支援が必要だということが見解としてありますけれども、きっとすごく時間も回数もたくさんかかると思うのですけれども、その辺について今後の体制はどのようになっていくのかお伺いします。

#### 鈴木委員長

暫時休憩いたします。

#### 鈴木委員長

休憩を解き再開いたします。13 時まで休憩といたしたいと思います。暫時休憩いたしま

す。

休憩 12時00分

再開 13時00分

#### 鈴木委員長

休憩を解き再開いたします。

午前中の田辺委員の再質問の答弁から再開したいと思います。

小林高齢者支援課長

#### 小林高齢者支援課長

安否確認についてであります。こちらのほうは市民生協とトドックということで協定を結んでおります。トドックの中で見守り事業ということで、市民の方への普及ということでアピールしているところであります。配食時の安否確認につきましても当然のことながら対応させていただいているところであります。今後、市民生協の配食の利用状況などにつきましては、確認をしていきたいと思っております。次に配食の内容についてでありますけれども、食味の結果と今行っておりますアセスメントの結果などを事業者を提供することによりまして、事業者にとりからの参考にしていただくのとともにおいしい配食の提供に努めていただくように要請をしたいと考えております。次に配食が増えた場合でありますけれども、市外業者につきましては、かなり大きな会社でありますから対応は可能だと思っております。市内の業者におきましては、確認をしていかなければならないと考えております。次に配食ボランティアについてであります。現在は配食ボランティアが不足している状況にはないと聞いておりますけれども、今後、配食のほうが増えていきますとボランティアの確保等につきましては、受託をしている業者、これは社会福祉協議会ですが、こちらと確認をしていかなければならないと考えております。また、除雪ボランティアにつきましては、確かに広報と福祉のたより等の紙面によりまして、募集は行っており、確保には努めておりますけれども厳しい状況であるということは認識しております。今後につきましても除雪サービスについては担い手として、市内の民間事業者などを利用しながらサービスの提供に努めていきたいと考えております。

#### 鈴木委員長

徳村保健福祉部次長

#### 徳村保健福祉部次長

地域支え合いセンターについてお答えします。まず白樺町のあの場所でなければならぬのかというご質問ですが、白樺町のあの建物につきましては、北ガスのショールームと

して利用されておりましたけれども、北ガスから市が無償で借り受けミニデイサービスなどに活用しているところでもあります。そういった中で、市の管理人を置くといった体制もございませんで、一部空いているスペースがございました。それと市役所に支え合いセンターを置く場所もございませんので、そういったことから旧北ガスのショールームを活用するといった意味合いもございまして、あの場所に設置をしたということでございます。それから、市民の利用についてでございますけれども、現在、認知症高齢者の方々に対する傾聴ボランティア 30 名の方が活躍してございます。そういった方々の養成講座、情報交換の場などに活用を図っているところでございます。本当に認知症高齢者の方やご家族の方がご相談に来るとするのは月 1 回程度といったところで、現在のところそういった状況です。次に職員の異動でございますけれども、センターの職員は介護支援専門員という資格者を配置してございます。そういった関係から居宅介護支援事業支援所などへの転職なんかもございますし、プライベートな部分での退職といったことで、職員の入れ替わりが多いということで私どもも困っているところでございます。本来、支え合いセンターを設置した目的でございますが、あくまでも認知症高齢者が急激に増加をするといった中で、ご家族の方が例えばどこに相談していいかわからない。また、認知症ということで地域の方々にどうしても隠してしまうというか、そういった考えがまだまだ残っているものですから、早期に適切な病院にかかるとか、そういったことが必要ということで、それと周りの方々、地域の方々に認知症について理解をいただくといったことを目的に設置をしてございます。ところが、実際のところ管理者もいないといったことで、非常に事業のやりづらさがございまして、事業が順調に進んでいないということも現状にございます。そういったことを踏まえまして、今少しでも工夫しながらやっていこうということで考えているわけでございますけれども、今後、ご家族の方なり、地域の方が気軽に相談できるといったことを目的に、できるだけ早くそういった体制になるようにしてまいりたいと考えているところであります。

#### 鈴木委員長

仲野児童家庭課長

#### 仲野児童家庭課長

まず、ひとり親家庭支援事業のヘルパー派遣についてであります。実際 24 年度は利用件数 0 という実績でございます。これに関しては、子どもが他人を家に入れるのを嫌がったということも聞いております。ただ、必要な方が利用するためには、こういった事業は当然必要だと思っておりますし、他市の状況も確認しながら必要な人が必要なサービスを受けられるという研究をしてまいりたいと考えております。次に自立支援相談員の関係で、就労支援、子どもの学習支援というお話しがありました。就労支援については自立支援相談員のほうで、毎回ハローワークの就職情報を取得してございまして、それに基づいて情報

の提供はしております。また、高等技能訓練ということで、これもひとり親家庭支援事業にございますが、看護師だとか作業療法士、保育士等の資格を取っていただいて就労支援につなげるということも行っております。子どもの学習支援については、側面的な部分で教育相談ですとか就学資金の貸付というようなことは行っておりますが、直接的な子どもに対する学習支援というのは現在のところ行っておりません。これに関しても厚生労働省のメニューにそのような支援という部分が出てきておりますことから、研究していきたいと考えております。次に子育ての情報提供についてでございます。先ほど委員もおっしゃられた通り、スマートフォンだとかインターネットを通じた情報取得というのが非常に普及しているところでございます。先ほどいいました通り、ハンドブックの作成をしたと同時に、そのままホームページからもみられるような形を取りたいと考えております。それに伴って、今のホームページは職員で運営しているものですから、なかなかすぐにとというのは難しいんですけれども、これを機にホームページの見え方を、どのようにしたら見やすいかというのを研究して、少しずつ変えていきたいと現在のところ考えております。

#### **鈴木委員長**

柄澤主査

#### **柄澤障がい相談担当主査**

相談支援事業の今後の体制についてということですが、最近の相談傾向としまして、委員もおっしゃるように家族の高齢化や家族の病気などで、家族基盤が弱くて家族全体の支援が必要なケースは増えてきております。そのため相談内容も複雑化しておりまして、支援にも大変時間を要しております。今後につきましても、生活支援はみらい、就労支援はめーでるに委託し、市が直接行っている相談支援と合わせまして、現行の相談支援体制で密に連携を取りながら対応していくことで考えております。

#### **鈴木委員長**

田辺委員

#### **田辺委員**

今、みらいは福祉センターにありますけれども、この福祉センターの活用法というのか、今後、保健センターができるということに伴って、今の福祉センターの仕組みがどのように変わっていくのかというのは今の段階では、はっきりわかりませんが、やはりあそこは相談に来る方が多いと思います。身体にしても精神にしてもいろんな方が来ると思うんですけれども、あそこが例えば障がいを持った方が気軽に相談できるようなサロンのような場所として、今後、拡充されていくことができるのかどうかお伺いします。それから母子自立支援相談ですけれども、先ほど就労に関して、高等技能訓練も使っている方がい

らっしゃるということで、去年の実績では10人となっていたのですけれども、この制度、3年間補助が出るという制度が、近い将来2年間になるという話しも聞いたのですけれども、例えば補助の年数が減ることによって、受ける方も困ると思うのですけれども、その辺の減った分を市としての補助があるのかどうかとハローワークなののですけれども、ハローワークでスムーズに就労に結びついているのか、まあ、今、実際に正社員というのはなかなか難しいのかもしれないのですけれども、例えばお子さんのいるお母さんたちが、実際に生計が成り立つような仕事に結びついているのかどうかお伺いします。それから子育てのホームページですけれども、ぜひ本当にインターネットでみられるようにしていただきたいと思いますのですけれども、職員の方がやられるということで、なかなか新しい情報を次々といれていくのは難しいのかもしれないのですけれども、多分、今日何があるのだろう、明日は何があるのだろうというのがお母さんたちが一番知りたい情報だと思いますので、その辺はホームページも改訂していくということであれば、カレンダーのようにすぐわかるような情報をぜひ更新していただきたいと思いますがどうでしょうか。支え合いセンターについてなんですけれども、確かに2階はミニデイサービスに使っていて、1階は空いているスペースということだと思うのですけれども、認知症の方やそのご家族の方を支援するためにあの場所を作ったということですので、今、認知症サポーターも増えてきていると思うのです。そういった方たちの活用法としても何か考えられないのかということと、それと厚労省のオレンジプランの中でオレンジカフェということがいわれてきていて、札幌市でも始めてきていると思うのですけれども、例えばそういう場所にあの場所を利用することによって、一般の方たちも立ち寄れるような開かれた場所になって、無償とはいえ維持費とかもかかっていると思いますので、あの場所がもっと活用できるようにしていく努力が必要ではないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

#### 鈴木委員長

木下福祉課長

#### 木下福祉課長

障がい者相談事業所の場所というご質問にお答え申し上げます。委員からサロンのなという言葉も出たのですが、やはり、集まる場所と相談というのは性格が違うのだと思うのですが、ただ、相談にいくときにいきやすいという意味合いでのことかなと捉えましたけれども、やはり相談にいきやすいということが重要でありますし、その要素といたしまして交通の便であるとか、あるいは事業所のつくりといたしますか、そういったことも影響してくるのではないかと考えております。それでお話しの中にありました、福祉センターの中に今後ともという部分は、福祉センターの大規模改修も予定をされておりますので、その中で工夫ができるのか、あるいは違った物件を探しながら違った場所に移転をするのかというのは今後の検討になると、今の段階ではお答えできないという状況でございます。

**鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

**仲野児童家庭課長**

まず、母子自立支援相談の関係でございますが、高等技能訓練に関しては、3年から2年と現在年数が短くなっております。それに関して、短くなった分の補助というのは市としては現在行っておりません。次にハローワークの就労にどのくらい結びついているのかということですが、現在その数は把握しておりません。それから、インターネット等によるイベント情報等の提供に関してでありますけれども、今現在、イベントカレンダーということでホームページの右側の下のほうにイベントカレンダーというのがあります、ここをクリックしていただくと、子育て情報に限らずなんです、その月の情報をみることができます。ただ、確かに端のほうのみえづらいところにありますので、これも私どもの子育てのページのほうから、飛んでいくような形をとるなり、その部分は検討させていただきたいと考えております。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長

**小林高齢者支援課長**

地域支え合いセンターですが、こちらのほうはミニデイ支援ハウスということで、ミニデイの団体と老人クラブ連合会の事務局が入っております。確かに、会議室等、まだ空いている部分がございますので、委員からご提案をいただきました認知症サポーターですとか、オレンジカフェも含めまして、有効活用して活気のある施設としていきたいと思いません。

**鈴木委員長**

田辺委員

**田辺委員**

いろいろ予算も伴ってくるのかと思いますけれども、せっかくの施設なので、ぜひ有効活用できるように、本当にあそこは通るといつも暗くて、何か寂しい雰囲気が漂っていますので入りづらい雰囲気がありますよね。何らかの工夫をして認知症の立ち寄り場所ですので、何とかして工夫してほしいと思います。それと子育て情報についても、イベントカレンダーは非常に見づらいです。見づらいですし、落ちているもあります。やはり子育てというところで、子育て情報というのに1回クリックするだけでそこにたどり着けるようにぜひ工夫していただきたいと思います。

**鈴木委員長**

板垣委員

**板垣委員**

主要成果報告書で12ページの児童福祉施設入所措置事業でありますけれども、これは経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の指定助産施設での入院助産を援助するという事業ですけれども、これは指定助産施設のひとつだと思っておりますけれども、勤医協札幌病院が選ばれた理由があればお伺いをしたいと思います。それから同じ12ページの児童扶養手当について、受給者の中での父子家庭の数は、先ほどのご答弁で38世帯ということでありましたけれども、児童扶養手当支給世帯の年収等の実態について、どのようになっているのかお伺いをいたします。21ページの福祉灯油についてでありますけれども、これも質問が重複いたしますけれども、昨年、同じ質問をさせていただいたと思っておりますけれども、今までの議会答弁で保健福祉部長は、この福祉灯油については、今後どういう形で実施していくか、実施の基準化、制度化については検討していきたいというような答弁だったと記憶しておりますし、先ほどの答弁におきましても、今、灯油の上がり具合だとかその他いろいろと見極めて検討しているというようなご答弁だったと思っておりますけれども、実施にあたっての基準化については、あるいは制度化についてどのようになっているのかお伺いをいたします。21ページの医療費助成についてお伺いいたしますけれども、重度心身障がい児、ひとり親、子ども医療費、それぞれの助成がございますけれども、子ども医療費助成についてですね、23年度は受給者が4560人だったのが、2912人に減った理由についてお伺いします。子ども医療費についてはちょっと時期が定かでなくなりましたけれども、入院医療費が中学生まで拡大されたり、助成の対象枠が拡大されつつあるわけですけれども、その中で受給者が減った理由についてお伺いをいたします。それから配食サービスについてもだいぶ重複いたしますけれども、配食の数ですけれども、どういう状態だったのでしょうか。例えば、20年度までは41412食というふうに把握していたのですけれども、それ以降、21年度から24年度までどうであったかお伺いします。

**鈴木委員長**

仲野児童家庭課長

**仲野児童家庭課長**

まず、児童福祉施設入所措置事業について、勤医協札幌病院がこの施設に選ばれた理由ですが、勤医協札幌病院に関しては、相当昔から対象になっていたと思っております。それで私どものほうで、選ばれた理由を現在のところ把握しておりません。続きまして、児童扶養手当の支給世帯の年収はというお話しですが、手当を受給する際に、収入やその他、扶養等によって判定されるところではございますが、それぞれの年収の統計というのは取っ

ておりませんので、こちらについては把握していないというところでございます。

**鈴木委員長**

木下福祉課長

**木下福祉課長**

福祉灯油の基準の関係でございます。今のところ検討中ということでございまして、基準の成案化といいますか、そこには至っていないということでもあります。

**鈴木委員長**

砂金主査

**砂金医療給付担当主査**

医療助成の子ども医療につきまして、平成 20 年に子ども医療の受給者が小学校の入院の部分が拡大されました。この受給者証につきましては、小学校の 1 年生に上がるものから、順次、毎年およそ 400 枚程度交付をしてきまして、その積み上がりが 4 千数百という数字になりましたけれども、平成 24 年度に受給者数が減っておりますのは、送付を続けておりましたけれども、実際に入院で受給者証を使うという子どもさんが少ないということで、費用がかかり、全員に送るということを止めたことによるものでございまして、転出入等々ありまして、24 年度末では 2912 名となったものです。

**鈴木委員長**

川口主査

**川口高齢者福祉担当主査**

配食サービスの数についてお答えします。平成 21 年度につきましては、43490 食、22 年度は 46323 食、23 年度は 46045 食、24 年度は 43263 食となっております。

**鈴木委員長**

板垣委員

**板垣委員**

児童福祉施設入所措置事業についてですが、これは対象となる方は任意で選ばれたということで、別に市のほうで指定したわけではないということですか。ひょっとして勤医協札幌病院などが無料低額診療などをやっておりますから、その関係で選ばれたのかなと思ったんですが、もう一度お答えをお願いします。それから児童扶養手当についてですけれ

ども、所得が 0 の世帯、これについては多分把握していると思います。平成 20 年度は 151 世帯、21 年度は 148 世帯というようになっているのですけれども、これがその後どうなっているのか。特に平成 24 年度はどうなっているのかお伺いいたします。父子世帯についても、支給の条件というのは変わらないと思います。年収 300 万とか 400 万以下とか、非常に低所得でご苦労されているかと思うのですけれども、そういうような方々、母子世帯の場合には、割といろいろと相談しやすい状況もあるのではないかと思うのですけれども、父子世帯となるとなかなかその辺では相談しにくい、また、時間も取りにくいというようなこともあるのではないかと思うのですよね。そういう点で、父子世帯に対しての支援というのは、より一層強化していただかないといけないと思うのですけれども、残念ながら先ほどの答弁ではヘルパーなどの利用もなかったというような状況ですけれども、この状況を踏まえての支援対策をどうお考えかお伺いをいたしたいと思います。それから福祉灯油については、基準化に向けて検討中だということですのでよろしいのでしょうか。それから医療費助成について、これ実は何度もお伺いしているのですけれども、これは受給者証の発行数が、このようだったということで、実際に子ども医療費助成を受けた方の人数、あるいは件数ということではないのか。もう一度お答え願います。それでこの医療費助成につきましては、この中で子ども医療費助成については、平成 24 年の 6 月に所得制限が緩和されたということですよ。例えば、夫婦子供ひとり世帯の場合には、所得でいきますと 698 万の方が、年収でいきますと 820 万以下の世帯しか医療費助成が受けられなかったのが、24 年の 6 月からは 917 万 8000 円まで助成の対象が拡大されたということですが、それでは、他の重度あるいはひとり親家庭の医療費助成についての所得制限緩和についてはどうだったのかお伺いいたします。それから配食サービスについてですけれども、ちょっとまだ理解ができていなかったのですけれども、400 円の負担をいただいています、その 400 円というのがどこに支払われているのか。どういう処理がなされているのかお伺いします。

#### 鈴木委員長

砂金主査

#### 砂金医療給付担当主査

医療費の関係でございますけれども、まず 1 点目の平成 24 年度の 2912 という数字でございますが、あくまでもこの段階におきます受給者の数になりますので、受給者証の発行枚数になります。実際の医療の給付件数につきましては、この数よりも多いわけございまして、給付の件数を申し上げますと 24 年度は、5 万 5954 件になります。これは、入院、入院外、歯科等が含まれるものでございます。

2 点目の所得の関係でございますけれども、子ども医療につきましては所得の要件について根拠法令が重度医療とひとり親医療とそれぞれ違うものでございますので、今、お話し

いただきましたように数字が違ってございます。子ども医療につきましては、委員のお話のように所得要件が緩和されまして、90 万円程度拡大されました。しかしながら、重度心身障がい者医療とひとり親家庭等医療につきましては、平成 14 年 8 月に適用されたそれぞれの根拠法令に基づいておりますので、変化はございません。

以上でございます。

#### **鈴木委員長**

仲野児童家庭課長。

#### **仲野児童家庭課長**

まず、児童福祉施設入所の措置事業についてですけれども、指定授産施設ということ但现在、北広島市から授産施設に入院できるのが、勤医協札幌病院、江別市立病院、千歳市立病院の 3 病院になっております。これは今、資料がないので何ともいえませんが、これは指定を受けているはずだと思います。資格要件は決まっていると思いますので、それはあとから調べさせていただきたいと考えております。

それから、児童扶養手当にからむ所得 0 の世帯数ですけれども、今、その情報を手にしていないものですから、これもあとからご連絡を差し上げたいと思います。

あと、父子世帯の相談、支援等についてでありますけれども、平成 23 年では 135 件、平成 24 年では 177 件と母子相談から見ると非常に少ない数ではありますけれども、そういう相談を現在、わたしどものほうで受けておりますし、施策については子育て支援短期利用ということで、ショートステイ、トワイライトステイ等も父子の方が利用している現状がございます。確かに、母子に比べ相談をしやすいかという点はまだ疑問ですけれども、国の施策も先ほどいった高等技能訓練に関しても、25 年度から父子家庭も受けられることになっておりますので、これからそういう部分の啓発を含めいろいろと研究していきたいと思っております。

以上です。

#### **鈴木委員長**

木下福祉課長。

#### **木下福祉課長**

福祉灯油の件でございますが、基準化に向けて前提の検討かというご質問だったと思います。現在、検討中でございますので、かならず基準化できるかどうかはまだ、お答えできるような段階ではございません。24 年度、実施するに当たりまして調べた中で今、記憶にあるのは、道北の士別市で要領か要綱かは忘れましたが、それをお持ちになっていて、対象ですとか支給額は定まっているのですが、実際にその制度を実施するかどうか

は市長の判断という要綱もございましたし、その辺も含めて最終的に、うちとしてどのような基準として作れるのか、作れないのかを含めての検討になります。

以上であります。

**鈴木委員長**

川口主査。

**川口高齢者福祉担当主査**

配食サービスにつきましては、委託業務で行っております。

400 円の負担額につきましては、利用者が直接、委託業者に払っております。

以上です。

**鈴木委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

医療費助成について、伺いたしますが、根拠法令が異なるから所得制限の状態も違うということですが、市の施策としてできるわけです。根拠法令がなければできないということではなくて、いくらでも拡大はできると思います。それをぜひ、やっていただきたいわけですが、私は今、非常におかしい状況になっていると思います。

例えば、平成 24 年 6 月以前の状態ですと扶養親族が 1 人の場合、子ども医療費の所得制限は 570 万円であったということですが、それに対しての重度心身障がい者の医療費助成は扶養親族 1 名の場合、653 万 6000 円ということでした。ところが、24 年 6 月に子ども医療費については 660 万円というところまで制限が緩和されたわけです。しかしながら、重度の場合は 653 万 6000 円と逆転してしまっています。どちらが非常に大変かというのは一概にはいえないと思いますけれども、子ども医療費の所得制限が拡大緩和されるということであれば、同時に重度の場合も拡大されてしかるべきです。これだけが据え置かれているのは、おかしいです。そのために、平成 25 年 8 月時点で重度の障がい者医療費助成については所得超過による医療費を受けられなかった方が 13 名いらっしゃる。もし、子ども医療費と同じように食制限が緩和されていれば、停止措置を取られずに受けられたのではないかと思います。同じようなことが、ひとり親家庭についてもいえるわけですが、ひとり親家庭の場合ではもっとひどいと私は思います。扶養親族 1 人の場合は、所得制限がいまだに 274 万円ということです。子ども 1 人を育てるために、ひとり親家庭の場合は 300 万円も所得があれば、ひとり親家庭の医療費助成は受けられない。かたや、子ども医療費助成については夫婦 2 人で年収 660 万円、扶養の場合はおそらく扶養親族が 2 人となると思いますけれども、698 万ぐらいまで。ひとり親家庭の倍の所得までの方が医療

費助成を受けられる。これは、おかしいのではないですか。私は、素人的な考えかもしれませんが、一般市民の方が考えたら非常におかしいと感じられるのではないですか。この辺の是正が、ぜひとも必要だと思います。ひとり親家庭の場合も所得超過による扶養親族が例えば、1人で274万円以上の所得になりますから、あなたはひとり親家庭の医療費助成を受けられませんかという形で所得超過による停止が30世帯、72名いらっしゃいます。これは、本当におかしなことだと思いますけれども、改めて見解をお伺いします。

それから配食サービスについてですけれども、先ほどの答弁でも原価が普通食で630円、治療食で680円、配送費が100円だということでしたけれども、そうすると配送料を含めて730円とか780円掛かると。これも、納得がいきません。事業評価報告書を見ているのですけれども、例えば、1食当たりのコストが平成14年あるいは15年はいくらだったのですか。

#### 鈴木委員長

土山国保医療課長。

#### 土山国保医療課長

医療助成制度の所得制限について、お答えいたします。

子ども医療費助成制度、重度心身障がい者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成の所得制限につきましては、福祉医療制度と通称でいわれていますように、当初、福祉的な見地から始まったものでございます。もう一つは、市の条例で規定されておりますけれども、北海道医療給付事業の北海道の基準の医療費助成制度の補助を受けて行っているものでございます。確かに、市の規定で所得制限等は決められるものでございますが、今、市の現状としましては、それぞれ、子ども医療が児童手当法、重度心身障がい者医療費助成制度は、特別児童扶養手当法、ひとり親家庭等医療費は児童扶養手当法の制度の所得制限を活用させていただいております。その中で、子ども医療につきましては、児童手当法の所得制限が緩和されたことで、今回、24年6月に所得基準が拡大されることになったものでございます。重度医療、ひとり親については、根拠法令の改定がないことで、そのままの所得制限を用いております。

北広島市の医療費助成制度につきましては、子ども医療について当初より、道基準より上乘せした形で拡大助成をしております。重度医療、ひとり親医療につきましては、年齢要件のほかに、それぞれ障がいの程度の要件もしくは、ひとり親医療につきましては、それぞれ父子家庭、母子家庭という年齢以外の要件もございます。重度医療、ひとり親を受けられない場合でも、子ども医療の所得制限に合致しておりましたら子ども医療を受けることができますので、北広島市の医療費助成の中では、子ども医療を拡大していくという考え方で今のところはおります。

以上でございます。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長。

**小林高齢者支援課長**

ただ今の、配食サービスのコストについて誠に申し訳ございませんが、平成 14 年のコストにつきましては今、資料を持ち合わせてございません。ただ、利用者の負担につきましては、平成 14 年から 250 円を 300 円に引き上げてございますので、14 年度以前は負担額が 250 円。14 年から平成 20 年度までの利用者負担が 300 円。20 年 6 月から 400 円に引き上げる形でおさえてございます。

以上であります。

**鈴木委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

これは政策的な課題ですから、部長にしっかりと答えいただきたいのですが、医療費助成については先ほど私が申し上げましたように、一般的に考えておかしいと思いませんか。所得制限の根拠法令が違うのは一般市民にとって関係ないです。どの法令から引き出すかについては一般市民は関係ないわけですから、まずは所得制限についてこのように大きな違いを放置していること自体、非常におかしなことではないかと思います。それから、そもそも医療費助成制度というのが複雑になっている。ですから、子ども医療費助成を基本にして、横出しだとか上乗せだとかいう形にしていくのが一番いいのではないかと思います。子ども医療費助成に年齢的に合わない方々あるいは、ひとり親の方々などについては、その分でカバーすると。例えば、高校生になった重度の方だとかひとり親の方も確か 18 歳までだったと思いますので、それについてはその制度でさらに助成しますと。中学生までは、通院、入院は子ども医療費で全部助成すると。さらに、重度、ひとり親の保護者の方々もそれぞれの制度で横出しになるのか、上乗せになるのか、そういう形で助成していくようなスタイルに変えていくべきではないかと思いますけれども、見解をお伺いします。

次に、配食サービスのコストについて申し上げますけれども、これは評価調書に載っているもので、13 年度は 884 円。14 年度は 869 円。そして 15 年度は 574 円。16 年度は 522 円。このようにコストが下がっています。それが、なぜ今、先ほどいったように普通食で 730 円とか治療食で 780 円にしないといけないのか。そのための負担も、おかしいのではないですか。

**鈴木委員長**

木下保健福祉部長。

**木下保健福祉部長**

それでは、医療費の助成制度について、お答えいたします。

後半で板垣委員のおっしゃられた、わかりにくいですとか複雑ですとかいう点では私も同感でございます。ただ、法律が基にあり、道の助成制度があり、その上に乗っかって始めたものでございますので、一気にすべてを市の政策としてできるのだから、すべてを一番いい条件に整えろといわれましても、すぐに対応はできないものだと考えております。ほかのまちに比べても、うちのまちでは医療費助成で少しずつ拡大をしておりますので、その辺の成果も十分踏まえられて、少し検討の時間をいただきたいと思っております。

以上です。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長。

**小林高齢者支援課長**

ただ今、板垣委員のコストという部分ですけれども、市の配食サービスの委託につきましては見積もり合わせで、事業者との契約に基づく価格となっておりますので、コストが下がっているという部分ではコストの意味合いが少しわからない部分もありますが、配食の単価といたしましては適正な価格ではないかと考えております。

以上であります。

**鈴木委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

医療費助成ですけれども、一度にはいかないというのはそうだと思いますけれども、一気にやれということではなくて、すでに子ども医療費については 24 年に所得制限緩和をしているわけですから、25 年、26 年に向けて、重度あるいはひとり親についても緩和の方向で進めていくことができるのではないですか。おそらく、そういう制限緩和における市の負担も私自身、計算をしてみなければわかりませんが大きな増にはならないのではないかと思います。ぜひ、検討して進めていただきたいと思っております。

それから、配食サービスについてですけれども、230 円とか 280 円というのは業者の提示価格ということですか。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長。

**小林高齢者支援課長**

配食の単価につきましては積算上、利用者の負担を400円と決めさせていただきまして、それに係る調理費等を含めた単価ということで、230円と見積もりをいただいております。それから、1食当たりの配送料といたしまして100円ということで決定しております。以上であります。

**鈴木委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

配食サービスですけれども、先ほどいいましたように1食当たりコストということで、16年度まで市としてはじいているわけでしょう。これに基づいて再度、見直しをしてください。業者の見積もりといっても、市内業者と市外業者でまったく同じ値段でやっているわけですから、それもおかしいのではないですか。かたや92人、かたや199人という委託数というのは倍も違いますけれども、それで全く同じ費用で委託というのもよくわかりませんし、そもそも原価がいくらになっているのか、はじいていないのではないですか。もう一度見直して、適正な価格にしてください。

先ほど田辺委員でしたか、ほかの委員への答弁においても配食サービス、非常に好評を得ている。非常に美味しいということだといっていますけれども、認識が全然違います。私も、たびたび相談をされたのですが、市の配食サービスを使ったらどうですかという、板垣さん申し訳ないけれども、あれは1年以上食べられないということで断られています。これは、何回も取り上げましたけれども、きちんと試食をしてみて味付けだとかも含めた改善をしてもらいたい。以前は、残り物を食材として使っていました。そういう実態をもう一度、見つめなおして、きちんとした対応をしてもらいたいと思いますけれども、見解があれば伺います。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長。

**小林高齢者支援課長**

ただ今のご質問にありましたコストにつきましては、現在、市として積算は算出していない状況にあります。

それから、食味、配食サービスの味等につきましては、今後も食味と今回、アセスメン

トを実施しております。その中で利用者の率直な意見も聞かせていただいておりますので、それらを含めまして事業者に提供し参考にしていただきながら、改善に向けた努力を促していきたいと考えてございます。

以上でございます。

#### **板垣委員**

終わります。

#### **鈴木委員長**

そのほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、国民年金費を除く民生費、教育費のうち教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

#### **鈴木委員長**

休憩を解き、再開いたします。

次に、衛生費の質疑を行います。

ページは、138 ページから 153 ページであります。

田辺委員。

#### **田辺委員**

それでは、衛生費の 142 ページ、がん検診推進事業について、予算を見ますと 5 千 140 万 4000 円、委託費が 4 千 891 万 8000 円となっておりますけれども、決算では委託費が 3 千 564 万 4000 円となっていて、1 千万円以上少なくなっています。この辺の内容は、どうなっているのか、お伺いします。

続いて、同じページの妊産婦保健推進事業で、先ほども出生数のことをいったのですけれども、5 年間で 100 人以上も出生数が減少しているということです。ただ、恵庭市は人口がうちの市よりも 1 万人あまり多いのですが、出生数がまだ 508 人ということで 5 年間の減少率を見ますと、うちの町は 73%、恵庭は 86%と同じような規模で札幌市からも離れていくのに、結構、出生数が保たれています。これは、妊産婦時代からの子育て支援の充実も何か関係してくるのかと思いますけれども、やはり産前産後の支援が充実して、いいお産をしたと思えると第 2 子以降の出生行動にすごく影響が出ると指摘されていますので、この辺のところをうちの町も考えていかなければいけないのではないかと思います。この妊

産婦保健推進事業で、母子保健推進員の活動とありますけれども、いただいた資料によりますと妊婦、乳児の訪問対象者が 660 人に対して、実際に面談できた数は 232 人と 3 分の 1 にとどまっています。せっかくのいい制度だと思imasるので、実際にもっとお母さんや赤ちゃんとも面談をして、先輩のお母さんとしての立場でいろいろな相談に乗ってあげたりするといいと思imasけれども、この辺の面談数を上げることは難しいのかどうか。

また、推進員のなり手は十分確保できているのかどうか、お伺いします。

続きまして、148 ページの省エネルギー推進事業ですけれども、これは 3.11 以降、省エネということがいわれておりまして、2012 年度の冬期間に省エネキャンペーンを行ったと思imasますが、その成果はどうだったのか、お伺いします。

それと、その下にあります太陽光発電システム設置支援事業ですけれども、24 年度、33 件ということで、その前の年は 25 件だったので増えていると思imasますが、これは申し込んでもいっぱいですということで外れた方はいなかったのかをお伺いします。

150 ページ、生ごみし尿処理事業ですけれども、ずっと指摘されていることだと思imasますが、家庭系の生ごみが 24 年度目標 3720 トンに対して 1473 トン。事業系の生ごみが目標 1555 トンに対して 5 トンということで、思ったように集まっていないのが現状で、後発の恵庭市の回収率のほうが高いのは残念な気はしますが、その辺の今後の見通しについて、お伺いします。

#### **鈴木委員長**

鈴木主査。

#### **鈴木健康推進担当主査**

がん検診の委託料についてですが、今までの実績を踏まえて予算を組みましたが、見込より実際に利用される方が少なかったことに原因があります。

以上です。

#### **鈴木委員長**

影久主査。

#### **影久保健指導担当主査**

母子保健推進員の活動について、面談数を上げるのは難しいかというご質問ですが、妊婦さんも働いている方が多く不在なことが多いです。また、知らない方の訪問には玄関に出られない方やマンションの場合ですとインターフォン越しで終わってしまう方も多いのが現状です。母子保健推進員からも日々の訪問活動で、その点が困っているというご意見が出ています。

ただ、何度か訪問をしてくださる母子保健推進員もいらっしゃいますので、今後も訪問

活動を継続していただいて、できるだけ会っていただけるように進めていきたいと思いません。

また、母子保健推進員のなり手について、現在は 1 名欠員で十分ではないですが、大体は確保できていると思っております。

以上です。

#### 鈴木委員長

阿部主査。

#### 阿部環境政策担当主査

まず、省エネキャンペーンの成果についてですけれども、12 月から 2 月までの電気使用量の削減をできた方にご応募いただくということで、期間中に合計 320 件の応募をいただいております。この中で平均節電率を計算しておりまして、この平均節電率が 17.6%となっております。

また、この中でどのような節電をしましたかというアンケート調査をしておりまして、複数回答からですけれども上位としては、使っていない部屋の明かりやテレビの主電源を消したですとか、冷蔵庫の設定温度を中から弱にしたというものが多くなっております。この成果をいかしていくために、取り組み結果についてホームページで公表をしたり、公共施設に結果を掲示したりしております。

次に、太陽光発電の補助の関係ですけれども、33 件ということで申し込みは先着順となっております。キャンセル待ちもしておりまして、確か 1 件か 2 件のキャンセル待ちがあったと思います。ただ、そのあとにお問い合わせいただいた電話も正確ではないのですが、10 件程度あったかと思っておりますので、実際には 40 件程度の希望者がいらっしまったかと思いません。

以上であります。

#### 鈴木委員長

谷口環境課長。

#### 谷口環境課長

生ごみの関係ですけれども、委員がおっしゃられましたように計画量よりも少ない状況にあります。6 月に市民アンケートを実施しまして分析中ですけれども、その中で家庭の生ごみをどのように処理していますかという問いに対しまして、分別して指定のごみ袋で出しているというのが 54%ありました。ただ、収集部分ではまだ非常に少ないと思っておりますので今後、家庭系につきましても広報ですとかイベント等で周知徹底を図っていきたいと思いません。また、事業系につきましては現在、収集事業者と生ごみを収集しやすい方法

があるか、また、受け入れ側の改善・見直しをるところがあるか、収集許可業者と協議しているところでありますので、体制が整い次第、排出事業者へ協力依頼を進めていきたいと考えております。

以上です。

#### 鈴木委員長

田辺委員。

#### 田辺委員

がん検診ですけれども、成果を見るとパーセントが少ないと感じます。見込よりも少なかったとはいえ1000万円以上も少ないのは、まだまだだということでしょう。推奨する他市町村と比べて標準というものがあると思いますし、その辺で予算も立てていると思いますので、もう少し成果が出るようなPRの仕方が必要なのではないかと思います。ずいぶん少ないと感じましたので、その辺はいかがでしょうか。

それから、母子保健推進員ですが、防犯というところで知らない人とはなかなか会えないというのが現代のお母さん達の心理なのかなと思いますけれども、この制度をよく知ってもらおう。廃止している市町村も多いと聞きますので、うちのまちはこの制度を保健師とは違ってピアカウンセリングではないですけれども、実際のお母さん達にきてもらって私も心強かったことを覚えているので、啓発といいますか、この事業のPRをもう少し深めて、せつかくの機会、孤立化しているお母さんが多い今、働いているお母さんも多いということで、核家族で支援を受けにくい環境にあると思いますので、この制度が十分に活用できるように推進していただきたいと思います。

省エネルギー推進事業ですけれども、去年の冬は確かに原発をやめていることもあって、省エネ、省エネと冬を乗り切れないのではないかなということ、マスコミその他でも省エネということがアピールされていたので応募もたくさんあったかなと思いますけれども、これも継続していかなければ今、報道でも果たしてこの冬はといわれていますので、広報ですとかいろいろな機会を通じて、今やってきた省エネ事業を継続できるようにして欲しいと思いますが、電気代の値上げもありましたので、その分もすべて家計を直撃していくわけですから、省エネすることによってそこが抑えられるというところをアピールしていただきたいと思います。

生ごみですが、いつもお答えは同じで周知に努めますという内容かと思いますが、施設を造ったわけなので、費用対効果を考えても低すぎると思います。この数字が定着してきたようなところがあるのですが、これでは予算も当初よりたくさん使って造った施設なわけですから、もっと活用されなければいけないと思います。PRだけではなく何かを変えないとこの数字は上がってこないと思いますので、その辺、今までどおりの周知を徹底していく、広報とかでお知らせしていただくだけでは不十分だと思うのですが、いかがでしょうか。

**鈴木委員長**

及川健康推進課長。

**及川健康推進課長**

がん検診の受診率向上に向けて、いろいろな PR の手段がないかというご質問ですけれども、考えられるのは受診される医療機関の拡大、受診期間の拡大などがあります。現在、クーポン券を 5 年に 1 回という節目で発送しておりますけれども、発送期間を早めるですとか、なぜ受診できなかったのかなどのアンケート調査をするといったことも今現在、考えられる部分ではございます。利用率の向上に向けて、他市の方策等も検討しながら今後、啓発活動の強化につなげてまいりたいと考えてございます。

以上です。

**鈴木委員長**

影久主査。

**影久保健指導担当主査**

母子保健推進員活動の PR についてでございますけれども、今、母子手帳を交付するときにお住いの地区の母子保健推進員はこの方で、妊娠中 1 回とお子さんが生まれてから 1 回、訪問をさせていただきますということはお伝えしております。また、年 1 回、広報に載せまして、母子保健推進員活動を PR しております。今後も、このような PR を通じまして妊婦さん、お母さん達に知っていただけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

**鈴木委員長**

谷口環境課長。

**谷口環境課長**

生ごみ対策の関係ですけれども、今後、アンケートの結果を集計しまして、それを踏まえて検討していきたいと思っております。

以上です。

**鈴木委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

行政だけではなく市民も協力して何らかの方法を考えていかなければならないと思うの

ですけれども、一步踏み出すというところでは、もっと市民の知恵などを借りてもいいのではないかと思います。生ごみだけではなくて、ごみを少しでも減らす3Rとか2Rといわれておりますけれども、そのリデュース、リユースというところも含めて、もっと気運を高めていくことも大事だと思いますので、前からいろいろいってありますが、市民、事業者も混ぜた円卓会議を開くなど何か考えていかないと、ただ啓発だけでは難しいと思いますので、ぜひ考えてください。

それから、がん検診ですけれども、クーポン券は5年間経って一回りしたのでなくなるという話を報道で聞いたのですが、これはまだ続くのかということ。それと、1度健診を受けて精密検査の案内がきますね、それでも受けられない方が数を見ると結構いるのではないかと思いますので、その辺の対応はどうなっていますか。

**鈴木委員長**

及川健康推進課長。

**及川健康推進課長**

クーポン券の部分ですが、委員がおっしゃられるように来年度から一部種類によって廃止という話も厚生省で検討しているようです。まだ、どの部分なのかがはっきりしていない状況でございますので、わかり次第お知らせしたいと思います。

以上です。

**鈴木委員長**

影久主査。

**影久保健指導担当主査**

がん検診を受けられて精密検査になられた方につきましては、対がん協会もしくは結核予防会が委託している医療機関から精密検査が必要ですよという結果がきます。その後、精密検査を受けられていないことがわかりましたら、保健師が電話もしくは文書で受けてくださいという勧奨をしております。

以上です。

**鈴木委員長**

その他、どなたか。

武田委員。

**武田委員**

決算書147ページ、主要施策報告書36ページの環境保全事業について、お伺いいたしま

す。主要施策報告書で確認しますと、新たに自動車騒音常時監視と説明が書いてございます。常時監視場所とはどこなのか。また、どのような理由で 24 年度から常時監視体制をとったのか、測定結果についてはどのような状況だったのかをお伺いいたします。

次に、ゴルフ場で使用する農薬などに対する水質基準については、環境省水質保全局の指導により、ゴルフ場の排水溝における水質の暫定指導基準が示されていますけれども、市内にある 8 カ所のゴルフコースに対する指導確認は、どのように対応されているのか。また、市内には今現在、複数のパークゴルフ場が営業されていると思いますけれども、確かにゴルフ場に比べますと面積は非常に小さいですが、このパークゴルフ場について農薬等の使用、どのような形で認識をされているのか。調査などはされたのかをお伺いします。

2 点目に、決算書 149 ページ、主要施策報告書 36 ページの有害鳥獣駆除対策事業について、お伺いいたします。報告書を確認しますと、事業説明欄に 23 年度までは農業被害が生じた場合と説明されておりましたけれども、24 年度からは、農業被害とともに生活環境被害の防止を図るための 1 行、追加説明されております。この生活環境被害とはどのような被害なのかをお伺いいたします。また、昨年までの調書の説明欄には、必ずといっていいほど駆除頭数が記載されておりました。多分、動物保護の観点からではないかと思いますが、24 年度からは数字が示されておられません。そこで、お聞きしたいのですが、アライグマの駆除は、24 年度、何頭駆除されたのか。捕獲方法については、今現在も箱わなによるのかについて、お伺いいたします。

最後に、決算書 151 ページ、主要施策報告書 37 ページのごみ減量化資源化対策事業について、お伺いいたします。主要施策報告書で確認をしますと、この事業は、ごみ処理量の削減に向けて各種事業の展開を図っているもので、特に集団資源回収奨励事業の実績を確認しますと、集団資源回収奨励金の支出額が 1 千 162 万 1 千円となっております。そこで、お伺いいたしますけれども、市の広報 10 月号に集団資源回収団体の奨励金の金額は 10 万円であると掲載されておりました。集団資源回収団体は何団体あり、年間最高額の奨励金交付団体の交付金額はいくらぐらいになるのか、お伺いいたします

以上、3 点について、お伺いいたします。

#### 鈴木委員長

中田主査。

#### 中田環境保全担当主査

武田委員のご質問に、お答えいたします。

まず、自動車騒音常時監視についてであります。昨年度に実施したのは国道 36 号におけます大曲幸町の大曲歯科前、それから大曲柏葉のぐん平駐車場前、輪厚駐在所の 3 地点でございます。平成 24 年度から常時監視を開始しました理由につきましては、北海道からの権限移譲により実施したものであります。いずれの地点におきましても、要請限度

以下ではありましたが、環境基準は達成できていない状況にありますので、今後につきましても継続して監視を続けてまいりたいと考えております。なお、今年度につきましては、輪厚駐在所のほか国道 274 号の 2 地点、北洋銀行西の里支店前、それから美咲き野におきまして、騒音測定を実施する予定となっております。

次に、ゴルフ場で使用する農薬の水質基準についてであります。ゴルフ場が自ら実施する自主測定のほかに当市におきましても、ゴルフ場排水、河川水の水質検査を実施しております。結果としましては、検出下限値以下であるか検出されたとしても指導指針値を大きく下回る結果となっておりますが、こちらにつきましても今後も継続して監視を続けてまいりたいと考えております。

次に、パークゴルフ場についてであります。ゴルフ場につきましては、道や市の指導要綱、協定書に基づき、使用計画書の提出、実績報告書の提出、農薬散布前の連絡ですとか水質検査の実施などを求めています。さらに、市職員による農薬散布状況の確認等も行っておりますが、パークゴルフ場につきましては、ゴルフ場の指導要綱が適用にならず、協定書も締結しておりませんので農薬使用状況等の確認は行ったことはない状況にあります。なお、市で管理しております、きたひろサンパークゴルフ場につきましては、公園であることから農薬は一切使用しておらず、年に 1、2 回の施肥とエアレーションで芝生の維持管理をしていると伺っております。

次に、有害鳥獣対策における生活環境被害についてであります。具体的には、カラスにごみステーションが荒らされたり、産卵期には人への攻撃、威嚇行動が見られております。そのほかに、工場倉庫内での鳩による糞害なども見られております。

最後に、アライグマにつきましては、箱わなにより捕獲しております。平成 24 年度の捕獲数は 42 頭と前年度より 11 頭少ない状況となっております。

以上であります。

#### **鈴木委員長**

花田主査。

#### **花田廃棄物減量担当主査**

平成 24 年度集団資源回収の申請団体につきましては、116 団体の申請がございました。そのうち、奨励金の最高額は、53 万 6080 円の交付でございます。

以上でございます。

#### **鈴木委員長**

武田委員。

**武田委員**

まず、ゴルフ場の水質検査の関係ですけれども、ゴルフ場から報告書がくるということと、市でも実施してそれを確認しているということによろしいのですね。その辺について。

それから、アライグマの関係ですけれども、現在も箱わなだと先ほど答弁をされておりましたが、箱わなはいくつ所有して、貸し出し方法などはどのようにされているのか。

また、捕獲後のアライグマに対してはどのような処置をしているのか、お伺いいたします。

それと、ごみ減量化資源化対策の事業について 1 点目、市の奨励金は、1 キログラム当たり 4 円であると認識しておりますが、この根拠について、お伺いいたします。

次に、資源回収業者の買い取り価格について、わかる範囲で結構ですので、いくらぐらいになるのか、お伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

**鈴木委員長**

中田主査。

**中田環境保全担当主査**

まず、ゴルフ場の水質検査についてであります。武田委員からのご指摘のとおり、ゴルフ場が自主的に実施しました検査結果の報告を受けまして、それとは別に市でも水質検査を実施している状況にあります。

次に、アライグマの箱わなの台数などについてであります。現在 39 台所有しております。農業者の方を最優先に貸し出ししている状況にあります。

なお、捕獲後につきましては、市内の動物病院に搬送しまして麻酔で眠らせた後、安楽殺処分をしている状況であります。

以上であります。

**鈴木委員長**

花田主査。

**花田廃棄物減量担当主査**

集団資源回収の単価 4 円の根拠ですけれども、平成 12 年度に近隣市の状況を調査した結果、1 キログラム当たり 3 円の奨励金ということで当初、開始しております。その後、平成 20 年 10 月からの家庭ごみ有料化の実施に合わせて、さらなる資源化の推奨を図るために単価を 1 円上乗せしまして、現在の 1 キログラム当たり 4 円となっております。

続きまして、資源回収業者の買い取り単価についてですけれども、経済状況などによりまして中間卸業者との取引価格が変動しますことから、買い取り単価が統一しておりませ

るので、市としては承知しておりませんが、複数の集団資源回収団体と取り引きのある回収業者に先般聞き取ったところ、現在は新聞、雑誌、段ボール、紙パック、瓶、アルミ缶、それぞれ、キロ 2 円から 3 円を基準に価格設定をしていると聞いております。

以上でございます。

**鈴木委員長**

武田委員。

**武田委員**

集団資源回収の 1 点目として、歳入、予算書の 51 ページに資源ごみ売り払い収入として 1490 万 9235 円が調定されております。これは、クリーンセンターで回収した資源ごみではないかと思えますけれども、先ほどいわれました資源回収業者の標準的な単価と比べて、どのような市の買い取り価格なのかをお伺いいたします。

2 点目として、財政難にあえぐ町内会や自治会に対して財源確保を促すためにも、より一層の資源回収を促進させるためにも、もう少し奨励金の単価を上げることはできないのか。単価が上がれば、一層、資源回収が促進されると思えますけれども、現在の奨励金 4 円の値上げについて、どのようにお考えになるのかをお伺いいたします。

**鈴木委員長**

花田主査。

**花田廃棄物減量担当主査**

市の資源物売り払い単価につきましては、事前に想定する引き渡し料を示した上、複数社で入札を行っておりまして、一番高値を示した業者と売り払い契約をしております。また、取引量も集団資源回収団体と比較して多いことから、市の売り払い単価のほうが高いものと思われまます。

続きまして、奨励金の単価 4 円につきましては、近隣市と比較しましても高いほうでありますので、今後とも現状の単価を維持できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**鈴木委員長**

武田委員。

**武田委員**

確かに私も調べてみたら、ほかの町は 3 円だとかがほとんどですけども、中には 6 円のところもありました。ですから、あくまでも行政側の行政方針がそこに出れば、4 円が 5

円にもなるだろうと。5円が6円にもなって一層、資源回収等々を促進できる内容ではないかと考えますけれども、この件については改めてと考えております。

また、資源回収につきましての要望事項を最後の答弁はいりませんので、聞いていただきたい。資源回収事業の一例で皆さんも目にしたと思いますが、市の広報10月号に9月8日に西の里の自治会結成40周年記念を自治会が行いました。要するに、西の里の自治会は659世帯、これが今現在は自治会を上げて資源回収を実施しております。その時に会長が述べておりましたけれども、22年度は、34万2000円。23年度は、57万4000円。24年度は、70万8000円の奨励金の実績をもった。この奨励金を原資として、自治会内に設置されている217灯の街路灯のうち174灯を市の街路灯補助も受けたそうですけれども、LED灯に交換したと。LED灯に174交換したことによって年間の電気料が約50万円も削減でき、省エネできるとお話ししておりました。そして、中村会長に聞いたのですが、1個は小さいけれども、ちりも積もれば山となると笑ってお話をされておりました。私自身は、それを聞いておましてさすがだと敬服した次第です。ですから、逆にいえば市として町内会、自治会の補助金等々の話をするのですけれども、考え方を一つ変えれば、こういう形でごみの資源回収をより一層促進させることによって、その逆で町内会にそれだけの奨励金が落ちることも考えられるのかと思ったわけです。当然、町内会の大小によって差は出るのかもしれませんが、今後、いろいろな機会をとらえながら市としてもこの辺を各町内会を通じながらも説明して行っていただきたい。そうすれば、一層、ごみの資源化、減量化につながっていくのではないかと考えます。どうぞ、この辺は十分にこれから予算時期も始まりますので、検討していただければと考えます。

以上で、終わります。

#### **鈴木委員長**

大迫委員。

#### **大迫委員**

ページ数は、わからないのですけれども、衛生費に当てはまるのかどうか。当てはまらなければ取り下げますが、クリーンセンターですとか下水処理センターなどの大きな施設では、プラント保険のようなものを掛けているのかどうか。掛けているのなら、掛け金はいくらののか、教えてください。

#### **鈴木委員長**

横尾主査。

#### **横尾複合処理担当主査**

ただ今、手元に資料はないのですけれども、保険といたしましては建築物でありますの

で、火災保険については入っております。

以上であります。

**鈴木委員長**

宮澤主査。

**宮澤廃棄物管理担当主査**

クリーンセンターにつきましても、市の火災保険と民間の機械保険に入っております。

金額については今、おさえておりませんが、入っております。

**鈴木委員長**

大迫委員。

**大迫委員**

火災保険は入っておくべきものですし、機械保険というのはどういったものなのでしょうか。

**鈴木委員長**

宮澤主査。

**宮澤廃棄物管理担当主査**

火災保険は当然、火災、災害の保険ですけれども、機械保険については例えば、リサイクルセンターであれば機械に異物が入って壊れたとか、人為的なミスで変なものが入って壊れた場合に適用になる保険でございます。

以上です。

**鈴木委員長**

大迫委員。

**大迫委員**

埼玉のある市では、プラント保険といって減価償却をしていかない保険で、掛け金を掛けてもし火災だとか不慮の天災でプラントが駄目になったとき、もし 50 億円で建てたものであれば何年経っても減価償却をしないので、また 50 億円の保険が出て新しく建てられるという保険ですけれども、そういう保険には入っていないということですね。そういった保険に入るといふ検討をされたことがあるのかどうか。

**鈴木委員長**

谷口環境課長。

**谷口環境課長**

ただ今の件ですが、今後、勉強をしていきたいと思っております。  
以上です。

**鈴木委員長**

平川下水処理センター長。

**平川下水処理センター長**

下水処理センターも詳細な検討というところまでは行ってございませんけれども、基本的に災害等につきましては、災害の査定を受けてということで、申請をして補助をもらって復旧する方法がございますので、今のところはそういった検討はしていない状況でございます。

以上です。

**鈴木委員長**

尾崎委員。

**尾崎委員**

1点だけ、すっとんと落ちてこないものですから質問をさせていただきますが、先ほど田辺委員が質問をした中で生ごみの収集率ということでアンケートの結果、51%が出していますということだったので、下水処理センターの所長、目標に対しての収集率を当初から年度別にデータを取っていますね、披露してください。

**鈴木委員長**

暫時休憩いたします。

(休憩)

**鈴木委員長**

休憩を解き、再開いたします。  
平川下水処理センター長。

**平川下水処理センター長**

生ごみ処理の状況につきましては、年間、月変動がかなりございまして、お盆がかなり多くなったり、やはり正月が多くなっておりますので、変動的には月変動というところでは結構ございます。ただ、トータルいたしますと例えば、家庭系の平成 23 年度では 1474 トン。24 年度につきましては、1473 トンとほとんど変わっていない状況になってございます。また、これを収集率で割り返しますと、こちらもほぼ 40%となっております。

また、お話が出ました異物、残渣につきましては、どうしても袋収集をしておりますので、破碎分別機で袋と生ごみの部分を分けております。これを分別ということになりますけれども、どうしても今の機械の技術力では袋側に生ごみのスラリーが付いてしまう状況になってございますので、本来の異物と生ごみに本来入るべき汁などもそこに付着しております、実際には 15%から 20%ぐらいの除去率となっております。

以上です。

**鈴木委員長**

尾崎委員。

**尾崎委員**

それでは、一つ谷口課長に質問をしたいのですけれども、40%というのが当初から悪いほうで維持されていると認識しますね、普通でいくと。目標に対しての 40%と。本来、目標というのは 100%を目指しているわけです。そうですね。40%というのは半分以下です。それで、3 年経ってもまだ 40%というのは、ほかに打つ手がないということで、これからは目標の 40%で推移していくので、それでいいのかどうかということです。その辺は、どう思いますか。

**鈴木委員長**

谷口環境課長。

**谷口環境課長**

決して、いいとは思っておりませんので、努力して収集率を上げるようにしてまいりたいと考えております。

**鈴木委員長**

尾崎委員。

**尾崎委員**

意地悪な質問で申し訳ないのですけれども、1 回、2 回なら、これから鋭意努力していきますという答弁でいいと思いますが、40%というのは全然変わっていない。何か、ほかに方

策はないのですか。

このあいだ、6 月にアンケートを取りましたと。54%が生ごみとして出していますということは今、いわれました。先ほどの、田辺委員に対する答弁で。この 54%というのは、抽出した人に対するアンケートですね。市民全員に出しているわけではないですね。そういうことだと思います。目標に対しての 40%の収集で、どういう手立てをしたのですか。生ごみをたくさん出してくださいと。それが、ごみの減量化、エネルギーの確保につながりますというアピールをしたことがあるのですか。しても効果がないのなら、それはアピールの仕方が悪いといわれても仕方がない。説得力がないということだと思いますけれども、その辺、塚崎部長はどう思われますか。

#### 鈴木委員長

塚崎市民環境部長。

#### 塚崎市民環境部長

生ごみの収集量が上がらないということで、先ほど課長から今年、アンケート調査をしたので、その成果に基づいて対応を考えたいとお答えさせていただきました。このアンケートにつきましては、昨年度もそういったアンケートを取る中で対応を考えたいということでもさせていただきました。先ほど、54%がわけていますという結果が出ているということで、実際にその方々がどのように出しているのかということを確認集計していきますと、いろいろな結果が見えてきますので、わけている中身がどのようなものなのか。それから、調査結果の中ではかなりの方が実際にコンポストですとか、それ以外の方法で生ごみをごみステーションに出さないで済んでいるという成果もございます。確かに、当初の計画量は平成 18 年度時点での生ごみの総体部分からはじき出しておりますけれども、平成 20 年度の有料化、その後の皆さんのごみ減量化に対する施策が進んだことによって、かなり落ちていることもあるのではないかとということも含めまして、その成果をアンケート結果を見ながら出していくのと、アンケート調査の結果に基づいて市として何らかの対応策をしていかなければいけませんので、それについては、もう少し結果を分析させていただいて、皆様にもご報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

#### 鈴木委員長

尾崎委員。

#### 尾崎委員

それは、それで理解できました。

先ほどの話の中で、生ごみの中にポリ袋とか異物が入っていて 15%が除去されるというこ

とですけれども、見学に行ったときに気になったのが全量に対して15%がそういうもので除去されますと。いわゆる残渣としてクリーンセンターに持っていかれると思いますが、当初、機械を設計するといったときにそういうものは全く想定されていなかったのか。異物が入り込むというか。それは、し尿のほうでもありますね、回収した中でそういうものがあると。そういったものを除去する装置は、当初から計画されていなかったのですか。

**鈴木委員長**

平川下水処理センター一長。

**平川下水処理センター一長**

今の、生ごみの破碎分別機というところがございますけれども、こちらは袋並びに設計上は異物も除去するというので、回収率をどれだけにするかということで実施をした事業でございます。当然、実際には缶詰の缶ですとか洗剤の容器といった異物等も入ってございますけれども、そちらは機械によって取り除く構造になってございます。

あと、し尿のほうにつきましても異物が入るということで、ドラムスクリーンというものを設置しまして、そちらで除去する構造になっております。しかし、何度かお話している中では、紙おむつが相当数入ってきまして、こちらにつきましても全部浮いてしまうことから、液が下がった時にドラムスクリーンへ送るための破碎ポンプでつまりが起きてしまう状況になってございます。

以上です。

**鈴木委員長**

尾崎委員。

**尾崎委員**

そういうことだということでは、特段あの場所で展示をして、こういうものが入っていますということを訴えるのはいいのですけれども、除去装置が付いているということであれば多少の物は除去されるのかということでは、よかったですと思います。

以前に、うちの会派の川崎議員が質問の中で生ごみの回収無償化を提案した経緯がございます。回収率が悪いことに対する善後策としてこういったことを考えたらどうかという提案をしたことがあるのですけれども、部長は、その辺、検討に値したのか、検討したのか、その辺の見解をお願いいたします。

**鈴木委員長**

塚崎市民環境部長。

**塚崎市民環境部長**

今のご質問は私も覚えておりました、川崎議員はいったん無料化して出してもらえばいいのではないかと。そうして出てきたのが、この市で回収できる生ごみの全量に当たるのではないかとご意見だったと思います。それで、今回のアンケート調査の中で、どうしたら生ごみを分別して出していただけますかという項目も設けて出しておりますので、その結果を見ながら今のお話のように、本当に無料化したら出していただけるのかどうか。実は、なぜわけない理由があるのかという中で、世帯数に係る人数が少なくて、生ごみは黄色のごみ袋、普通ゴミはピンクの袋ということで、1回に出す量が生ごみをピンクに入れても収まってしまう。黄色は、あえて出さなくてもいいという意見も中には出てきているようなことございますので、必ずしも無料化したからといって、その方がわかっていたかどうかといった部分の分析結果の疑問もわれわれとしては出てまいりまして、そういう結果も踏まえながら今後の検討材料としていきたいと考えております。

**尾崎委員**

わかりました。

**鈴木委員長**

ほかに、ございませんか。

以上で、衛生費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

**鈴木委員長**

休憩を解き、再開いたします。

次に、霊園事業特別会計の質疑を行います。

ページは、294 から 303 ページであります。

どなたか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようでございますので、以上で霊園事業特別会計の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

**鈴木委員長**

休憩を解き、再開いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計の質疑を行います。

ページは、248 から 273 ページであります。

どなたかいらっしゃいますか。

武田委員。

#### **武田委員**

決算書の歳入 252 ページと 256 ページ、歳出の 270 ページだと思います。

歳入の国庫負担金及び道負担金の特定健康診査等負担金、歳出の国庫負担金返還金及び道負担金返還金について、お伺いいたします。

まず 1 点目、決算書の歳入を確認しますと国保負担金の特定健康診査等負担金及び道負担金、特定健康診査等負担金と同額の 655 万 7000 円の予算が計上されています。また、歳出予算についても国庫負担金返還金、また道負担金として同額の 30 万 7000 円が計上されております。単純な理由かもしれませんが、この同額の制度根拠について、お伺いいたします。

2 点目として、生活保護法では受給決定後の国保税について納付を免除するように規定されておりますけれども、生活保護決定前に国保税の滞納分があった場合、生活保護受給決定後にはどのような取り扱いをするのか、お伺いいたします。

#### **鈴木委員長**

浜山主査。

#### **浜山特定健診担当主査**

特定健康診査は、国民健康保険特定健康診査保健指導国庫負担金交付要綱に基づきまして、基準単価に対して国から 3 分の 1、道から 3 分の 1 ずつ補助を受けております。そのため、国庫負担金と道負担金は同額の 655 万 7000 円になっております。

同様の考え方で、返還金につきましても同額の 30 万 7000 円になっております。

以上です。

#### **鈴木委員長**

林主査。

#### **林納税担当主査**

生活保護受給決定前に国保税の滞納があった方の対応についてであります。生活保護を受給されている方につきましては、受給開始決定時点で生活保護を受けなければならないほど生活が困窮している状態にありますことから、地方税法第 15 条の 7 第 1 項、第 2 号にある滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れのあるときの規定

に該当いたしますので、受給決定前の国保税の滞納分についても、これに基づきまして滞納処分の執行停止という対応をしております。

なお、この滞納処分の執行停止を決定したときから執行の停止が3年間継続した場合は、納付する義務が消滅することとなります。

以上です。

**武田委員**

終わります。

**鈴木委員**

その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、国民健康保険事業特別会計の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

**鈴木委員長**

休憩を解き、再開いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の質疑を行います。

ページは、330 から 339 ページであります。

どなたか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

**鈴木委員長**

休憩を解き、再開いたします。

次に、介護保険特別会計の質疑を行います。

ページは、306 から 327 ページであります。

田辺委員。

**田辺委員**

決算書 317 ページ、介護予防推進事業、2 次介護予防事業についてですけれども、24 年度、2 次予防対象者となる基本チェックリストを受けた方は何名いらっしゃって、2 次予防と判定を受けた方は何名いらっしゃるのか、お伺いします。

**鈴木委員長**

野切主査。

**野切高齢者相談担当主査**

平成 24 年度の 2 次予防事業の関係ですが、基本チェックリストの実施数としましては 140 件となりまして、2 次予防の決定者数は新規決定者と継続者を含め 103 名となっております。以上です。

**鈴木委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

2 次介護予防事業をどう位置付けていらっしゃるのかがよくわからないのですけれども、140 人の方しかチェックリストを受けていないということですが、あらゆる機会を使って、このチェックリストを使うというお話を前から伺っていたような気がします。1 年間で 140 人というのはとても少ない印象を受けるのですが、それで実際に 103 名の方が認定されて、いただいた資料によると、この介護予防のケアマネジメントを受けた方が 103 名のうち 4 つの支援センターで 72 名、残りの 30 名あまりの方は特にケアマネジメントが必要ないということだと思えるのですけれども、2 次予防の方をチェックリストによって抽出することの意義というか、どういう目的でやるというか 140 人の方しかやっていない現状をどう捉えたらいいのか、お伺いいたします。

**鈴木委員長**

野切主査。

**野切高齢者相談担当主査**

まず、2 次予防のチェックリストを幅広く実施することよりも、できるだけ介護が必要な状況にならないようにチェックリストにて 2 次予防対象者になった方に事業へ参加いただくところに現在、力を入れていこうと考えておりますので、基本チェックリストを郵送などで実施するところまで現在は至っていない形になっておりまして、チェックリスト実施数が少ないという結果になっております。

**鈴木委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

事業を受ける人を増やすということだと思うのですけれども、それにしても郵送をする  
と郵送料がかかるので、それはそれで大変かと思いますが、もう少し事業を受ける人を増  
やすというのであれば、まず、分母の数を増やさないと上がってこないのかと思います。  
この介護予防事業というところの考え方だと思いますけれども、2次予防のプログラムはい  
ろいろあり、今、要支援の判定を受けた人がいて、その前に2次予防の方達がいるのです  
けれども、要支援の判定を受けている人達が介護保険の対象ではなく1次予防、2次予防に  
上がるようにするにはどうしたらいいのかというところにも力を入れていくべきだと思  
いますが、この数というのは、介護保険から卒業された方といういい方をしますけれども、  
うちの市では年間どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**鈴木委員長**

渡邊主査。

**渡邊介護給付担当主査**

先ほどのご質問に、お答えいたします。

要支援から2次予防に移られた方の数字ですが、うちの市でも正確にはおさえておりま  
せん。ただ、現状として認定、更新の状況を見ると数字的にはあまり多くないように認識  
しています。

**鈴木委員長**

田辺委員。

**田辺委員**

私も仕事をしていて感じるのですが、認定を出して要支援が付いたことによって、既得  
権というか資格があるような印象がすごくあると思います。でも、介護保険を使わない  
にこしたことはないという風潮をもっと作っていかねばいけないのではないかと思  
いますので、支援から外れても受け皿がいろいろあるというのがとても大事なことだと思  
います。例えば、通所サービスを使っている要支援の方達がいろいろな機能訓練をして元気  
になり自立、非該当になるのはすごいことです。普通は、黙っているとどうしても機能は  
落ちていきますので、そこのところインセンティブというか、すごくいいことだとい  
う風潮をしっかりと作って、そこに通わなくてもほかにいろいろな介護予防のプログラムが  
あると。そのプログラムも前にお話しましたが、1ヶ月、3ヶ月で終わるのではなくて継続

したものが、介護保険を使わなくてもいろいろなプログラムがあるというところが、凄く大事なことだと思います。ですので、ほかの市のことをいって恐縮ですけれども、介護予防の先進的な取り組みをしている埼玉の和光市などでは、高齢化率は低いのですが、要介護認定を受けた人のうち機能回復をして約半数の方が非該当になるといわれているところです。やはり、こういうところの情報を収集したりして、例えば卒業したら事業者にも何かインセンティブを付けるとか、卒業した人の受け皿があるプログラムを作るとかして、予防から介護に移らないようにということだけではなく、介護になっても非該当になっても、いろいろなプログラムがあるというところに力を入れていくべきではないかと思うのですけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

#### 鈴木委員長

小林高齢者支援課長。

#### 小林高齢者支援課長

ただ今のご質問に、お答えいたします。

確かに、2次介護要支援者が介護サービスを使って回復し、非該当になるのは介護保険の理想的な形だと思いますけれども、現実、当市の場合におきまして、そういう例につきましては、あまり確認はしておりません。今後、そういう形で要支援者が回復して継続した介護サービス以外のサービスを利用していきたいという部分もあれば、2次予防の介護予防事業の充実を検討していきたいと思っております。この場で、何をしますということは答えられませんけれども、今後の課題として研究させていただければと思います。

以上です。

#### 鈴木委員長

田辺委員。

#### 田辺委員

先ほどのお答えにもあったように、非該当になる人の数はとても少ないということですが、それは今使っているサービスが使えなくなったらという思いが凄く強いと思います。私も仕事をしていて、元気になったから大丈夫といって自分からサービスを断られた方もいますし、ほかのところで使っている方を見ても普段は事業者の車に乗って通所のサービスにきているけれども、普段は自分で車を運転していろいろなところにいるという人も実際にはいるわけです。ですから、財政も厳しい中ではそういう方は少し工夫をすれば自立という道が十分に考えられると思うので、介護予防のプログラムは悪いほうにいくだけではなくて、戻ってくるようなサービスもしっかりと考えていけたらいいと思いますので、ぜひ検討してみてください。

**鈴木委員長**

よろしいですか。

板垣委員。

**板垣委員**

ページは指定できませんけれども、介護サービスについての状況をお伺いいたします。例えば、デイサービス、デイケアなどの利用変化をデータとして取られていると思いますが、その状況はどうかということをお伺いいたします。

それから、認定者数あるいは介護保険利用者数ともに絶対数としては増えているわけですが、認定者に占める要支援 1、2、それから要介護 1 まで含めた軽度者の割合がどういう状態になっているのか。

また、地域密着型なども含めた居宅利用における軽度者の割合等についてどのようにつかんでいるのか、お伺いいたします。

次に、成果報告書 19 ページにあります地域包括支援センターの事業について、お伺いいたします。

まず、事業費については、平成 23 年度 5 千 87 万 8000 円、24 年度 4 千 917 万 5000 円と減っているのはどういうことなのか。

それから、4 つの包括支援センター各々の 3 種類の職員数。合計でも結構ですが、どのように経過しているか、お伺いいたします。

**鈴木委員長**

渡邊主査。

**渡邊介護給付担当主査**

それでは、ご質問のうちデイサービスの利用の変化、認定者の状況と居宅サービスの軽度者の利用状況の 3 点について、私から回答をさせていただきたいと思います。

まず、認定者の変化ということでございますと北広島市の事業報告の資料を基に説明させていただきますが、軽度者といわれる要支援 1、2 と介護者の 1、2 の割合でございますと、現時点で認定者数 2735 名のうち要支援 1 の方が 792 名、要支援 2 の方が 233 名、介護 1 の方が 677 名、介護 2 の方が 362 名ということで、トータルしますと半数以上の方が要支援 1 から介護 2 までの中に該当する数字になっております。

次に、居宅サービスにおける軽度者の利用割合ですが、これも事業報告に載せさせていただいておりますが、月の状況で見ますと居宅サービスの受給者数では要支援 1、2、要介護 1、2 で 70%の軽度者の方が居宅サービスを利用しております。

最後に、デイサービスの利用の変化ということですが、実際の利用内容としましては、介護保険の制度改正によって時間の見直し等々、23 年、24 年で変化しておりますので、利

用の状況につきまして時間等は変わってきてはいますが、デイサービスの中身については各事業所で行っているサービス内容もあるものですから、市では正確に把握していないのが現状となります。

以上です。

#### **鈴木委員長**

野切主査。

#### **野切高齢者相談担当主査**

地域包括支援センターの事業費が平成 24 年度に減額している件に関してですが、24 年度中に 1 センターで職員の欠員が一定期間ありまして、その人件費の部分が減額理由となっております。

次に、支援センターの職員の関係ですが、現在、4 センターに委託しておりますが、それぞれに 3 職種を配置しておりまして、基本的には保健師または看護師が 1 名、社会福祉士が 1 名、主任介護支援専門員が 1 名という 3 人の構成になります。みなみ高齢者支援センターに限っては、日常生活圏域を 2 圏域担当している関係で 4 名体制となっております、看護師 2 名となっているところです。

また、平成 25 年度からは非常勤職員対応で、予防プランを担う職員を新たに配置させていただいております、きたセンター、みなみセンター、にしセンターに人数は違いますけれども、介護支援専門員を配置しております。

以上です。

#### **鈴木委員長**

板垣委員。

#### **板垣委員**

まず、認定者の割合で要介護 2 まで含めてもそうだと思いますが、私の数字だと要支援と要介護 1 までの状態で見ますと、介護保険が始まった当初は大体 40%だったのが、今は 60%を超えて軽度者が非常に増えてきているわけです。

そして、居宅の利用推移についても大体 50%だったのが今、おっしゃったように 70%近く軽度者の利用が増えているということですね。利用状況を各年 10 月で比較したデータが事業報告書にありますので 23 年度と 24 年度を比較して見ますと、デイサービスが 638 件から 754 件に増え、デイケアについても 149 件から 177 件に増えているということで、特にデイサービス、デイケアを利用されている状況ではないのかと思います。

そこで、私が申し上げたいのは、こういう実態に対して政府は何をやるのかと。平成 27 年度からですか、第 6 期介護保険事業計画で要支援 1、2 の方々が受けている介護予防給付

を介護保険の給付から外そうとしているわけです。外しますと、結果がどうなるか。おのずと、今申し上げたデータから明らかだと思います。軽度者が非常に増えている状態で、中、重度者はそれほど増えていないわけです。ところが、給付から外れることになりますと、そういう軽度者の方々もデイサービス、デイケアを利用しづらくなるということで、介護度が悪化する方向に行くことは明らかだと思います。そういう点で、引き続き軽度者対策ということで介護予防給付が必要ではないかと思うのですけれども、実務担当の方の見解をお伺いしたいと思います。

それから、包括支援センターについて今、ご答弁をいただきましたけれども、職員が 13 名で今まで推移してきたと。いろいろな事業があると思いますが、そのうち大切な事業の一つが要支援 1、2 の方々の介護予防のためのケアプラン作りだと思います。このケアプランを包括支援センターが責任を持ってやっていかなければならないのですけれども、実態として各センターとも 3 名ぐらいしかいないから、なかなか自分達だけでケアプランが作成できないということで事業を委託しているわけです。そういう実態は改善していかなければいけないのではないかと思います。ついては、平成 26 年度から職員を 1 名増やすということが運営協議会の議事録にも載っていますけれども、できるだけ早く増員体制を整えるべきではないかと思います。見解をお伺いいたします。

また、包括支援センター運営協議会についてもお伺いいたしますが、この運営協議会の開催状況について、お知らせください。

#### **鈴木委員長**

渡邊主査。

#### **渡邊介護給付担当主査**

私から、板垣委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、デイサービス、デイケアもしくは居宅サービスといわれる訪問介護も含めてになりますが、居宅サービスの利用状況ということで、軽度者の要支援 1、2 が今、27 年の改正に向けて国で議論がされているところです。現状としては、まだ確定していない中で具体的な話はできない状況にはありますが、介護予防が地域支援事業という市町村の独自事業に変わるという報告を受けております。ただ、具体的な内容ですとかサービスの項目というものが全く決まっていないので、市としてどうするかという明確な方向性を今、示せないのが現状となります。当市は、各支援センターのご努力もあって、支援者の方については管内の市よりも割合が高いのが実情としてございますので、その点も含めて市としてどう対応するかというのを適正な給付という考え方を基に、国の検討会議を見ていきたいと今、考えているところであります。

もう 1 点、ご指摘のありました地域包括支援センターの運営協議会の実施状況ということですが、25 年度については 7 月 31 日に 1 回目の運営協議会を開催している状況です。今

後についての予定ですが、従来であれば年にもう一度行う形になるのですが、必要性があるかどうかを含めて今、検討をしている段階です。

**鈴木委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

地域包括支援センターの設置運営ということで、厚労省から通達が出ています。この中で、職員については3職のほかに所長だとか、そのほかの人を配置できるとなっています。それが、当市の4つの支援センターにおいても必要ではないかと。会議の議事録を見ても、日中、誰もいなくて相談に対応できないことがままあるという実態は示されているわけですから、そういう実態を踏まえてセンター長、事務員の設置をぜひ、検討していくべきではないかと思います。

それから、運営協議会の開催状況ですけれども、今、おっしゃられたように25年度は7月ですか、24年も10月に1回行われたきりではないかと思いますが、この運営協議会では何をすべきだと定められていますか。

**鈴木委員長**

野切主査。

**野切高齢者相談担当主査**

地域包括支援センターの運営協議会は条例で定めておまして、センターの設置、変更及び廃止の承認に関してが一つ。また、二つ目が委託業務の法人への承認に関する事項。三つ目が、運営基準の作成及び運営の評価。四つ目が、その他、必要事項という内容となっております。

**鈴木委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

実際に協議することといたしますか、協議の前に通達で定められているのが、運営協議会は毎年度、各包括支援センターより、次に掲げる書類の提出を受けるものとするということで、当該年度の事業計画及び収支予算、前年度の事業報告、収支決算、その他、運営協議会が必要と認める書類の提出を求めるとなっております。こういう予算決算書の提出を求め、求めただけではなく、求めたからにはさらに審議も必要です。そういうことはされているのですか。私が、ホームページで見た限りでは、そういった資料がホームページ

からは引き出せないわけですが、この辺はきちんと行われているのですか。

**鈴木委員長**

野切主査。

**野切高齢者相談担当主査**

実際の協議会では、事業計画ですとか事業報告ということでまとめさせていただいて、資料を提示させていただいております。閲覧できる資料としては計上ができていないところがあったかもしれませんので、閲覧できるような形でできるかは、また検討させていただければと思います。

**鈴木委員長**

板垣委員。

**板垣委員**

私が申し上げたいのは、そういうことで1回、協議会を開けばいいということではなくて、予算決算、その他、必要な事項について審議をする場を複数回設けて、きちんと審議をしていくべきではないかと。今までの1回の審議では、1年間の報告だけに終わってしまっています。これでは何もならないと思いますので、その点の改善をぜひ求めたいと思いますけれども、見解があればお願いいたします。

**鈴木委員長**

小林高齢者支援課長。

**小林高齢者支援課長**

地域包括支援センターの決算等につきましては、委託契約の中で決算書等を提出していただき、まず、市がチェックし、その資料を運営委員会に提供する形で進めていきたいと考えております。

以上であります。

**板垣委員**

終わります。

**鈴木委員長**

その他、ございませんか。

武田委員。

**武田委員**

単純なことですけれども、決算書 315 ページの介護認定費について、お伺いしたいと思います。

決算書を見ますと、報酬として 1 千 105 万 5237 円の決算額となっていますけれども、1 点目に、高齢者サービスガイドで確認しますと介護認定審査会の委員は、保健、医療、福祉の専門家で構成していると説明されておりますが、委員数と保健、医療、福祉の分野別の人数について、お伺いたします。

2 点目として、介護認定審査会の開催日数、年に何回開催されて、開催自身が定期的なものなのか、不定期的なものなのかについて、お伺いたします。

**鈴木委員長**

佐々木主査。

**佐々木介護認定担当主査**

武田委員のご質問に、お答えします。

まず、数字の確認ですけれども、先ほどの決算書で出ています報酬、1 千 105 万 5237 円。こちらは、市の介護支援専門員、認定調査をする非常勤職員と審査会の委員報酬を合わせた金額になりまして、そのうち 512 万 6000 円が委員報酬としての支出でございます。

1 点目ですが、介護認定審査会の委員構成の関係ですが、保健、医療、福祉の分野から各 4 名、3 分野合わせて現在 12 名の委員を委嘱しておりまして、市では、12 名のうち各 6 名で 2 合議体を設置しまして、1 合議体が 6 名構成、各分野から 2 名ずつの構成で 2 つの合議体で審査をしております。

審査会の開催についてですが、基本的に毎週月曜日、木曜日の週 2 回開催を基本としております。ただし、更新等、申請者の人数が一定ではないため、審査案件が少ないために休会とする曜日もありますので、毎週、月、木で必ず実施しているわけではありません。全部で、計算上でいくと 92 回ほどになるかと思っておりますけれども、平成 24 年度につきましては、実質回数が 82 回の開催で審査された件数が 2734 件という結果であります。

以上です。

**鈴木委員長**

武田委員。

**武田委員**

介護認定審査会の人数など介護保険法か何かの中で決まっているのでしょうか。それとも、北広島市として決めを作っているのでしょうか。その辺について、お伺いたします。

**鈴木委員長**

佐々木主査。

**佐々木介護認定担当主査**

介護認定審査会の委員の人数等の要件につきましては、介護保険法において市町村に介護認定審査会を置くと定めて、人数、定数等については条例で定めるものとしております。委員についても、先ほどの医療、保健、福祉に関する学識経験者から市町村長が任命するという決めがなされております。介護保険施行規則では、委員の任期が 2 年と定めております。これら介護保険法を受け市では、条例で総数 12 を定めて、施行規則において合議体を 2 にするという定めをしております。

以上です。

**武田委員**

わかりました。

**鈴木委員長**

その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないようですので、以上で介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

これで、当分科会の審査の全日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会委員長への審査経過の報告については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

正副委員長に一任と決しました。

なお、総括質疑を行う委員については、通告書を 10 月 21 日午前 11 時までに事務局へ提出願います。

以上で、決算審査特別委員会民生分科会を閉会いたします。

長時間、ご苦勞様でした。

15 時 42 分 終 了

**委員長**